

令和6年第5回氷川町議会定例会会議録（第2号）

令和6年12月12日
午前10時00分開議
於 議場

1. 議事日程（2日目）

一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（12名）。

1 番	飯 田 健 二	2 番	西 尾 正 剛
3 番	木 下 厚	4 番	吉 川 義 雄
5 番	長 尾 憲二郎	6 番	松 田 達 之
7 番	清 田 一 敏	8 番	三 浦 賢 治
9 番	上 田 健 一	10 番	片 山 裕 治
11 番	上 田 俊 孝	12 番	米 村 洋

3. 欠席議員はなし

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 山 本 昭 義 書 記 三 好 裕 子

5. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	藤 本 一 臣	副 町 長	平 逸 郎
教 育 長	西 村 裕	総 務 課 長	増 永 光 幸
企画財政課長	西 村 憲 志	税 務 課 長	平 山 早 苗
町 民 課 長	坂 本 哲 也	福 祉 課 長	尾 崎 徹
農業振興課長	陳 野 国 司	農 地 課 長	坂 梨 俊 弘
建設下水道課長	白 丸 浩 二	地域振興課長	村 上 孝 治
会 計 管 理 者	柿 本 宏 樹	学校教育課長	増 住 豪 二
生涯学習課長	荒 平 健 二		

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 皆さん、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

なお、発言者において項目ごとの質問はありとそのときはその旨を申出てください。

8番、三浦議員の発言を許します。

○8番（三浦賢治君） 皆さん、おはようございます。

8番議員の三浦賢治でございます。議長の許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

質問事項1番、水害対策について質問いたします。

（ア）地球温暖化の影響で、台風や梅雨前線による線状降水帯が発生し、想定外の記録的な豪雨となり、甚大なる被害をもたらしています。

氷川町周辺に線状降水帯による1時間100ミリメートル以上の雨が長時間降った場合、県道下の地区が一面、海の状態となり豪雨の中、人命救助ボートが要請されることが想定されています。人命を守るためにも救助ボートの整備をどのように考えておられますか。

（イ）能登半島は1月に地震が発生し、9月には豪雨災害にみまわれ、いまだ避難生活をされている状態の中、少しでも被害者の心になごむ支援活動のために、畳表を第1回、第2回、2回目は1,008枚を寄贈されています。

被災すれば、地域生活に致命的な打撃を与えます。防災、減災等を推進し、町民の安全を確保するのが町としての重要な責務となります。現地を視察し、防災減災対策を見直してはいかがでしょうか。

2番防災公園の計画について。この2番の防災計画については、まだしっかりした計画はなされておりませんでしたけれども、私の思いで、防災公園の計画ということに触れてまいります。

（ア）2016年熊本地震が起きた時、多くの人が車中発行を経験され、水道・トイレ等もなく大変な思いをされました。

町は網道676番地2に土地を購入されていますので、水道・トイレ・防災用具の倉庫がある防災公園を建設し、いつ起こるか分からない地震に対し、安心・安全な対策を構築していただきたい。早急な実現を望んでいますが、網道の防災公園は何年度の完成を目指しておられますか。

（イ）東日本大震災、能登半島地震で津波が発生し、多くの命が奪われました。備えあれば憂いなしと言います。事前防災の徹底のため、避難の目安として海拔何メートルと書いた表示板を設置したらどうですか。

八代市は全地区に表紙板が設置してあるようですので、町はどのように考えられていますか。

この質問に対して、簡潔な答弁をお願いいたします。

○議長（米村 洋君） 三浦賢治君の質問事項が2項目ありますので、1項目ずつ行います。

質問事項 1、水害対策について、（ア）から（イ）一括して答弁を求めます。

総務課長、増永光幸君。

○総務課長（増永光幸君） 質問事項の要旨（ア）、（イ）について一括してお答えいたします。

まず、（ア）についてお答えいたします。三浦議員が述べられましたとおり、地球温暖化の影響で国内でも浸水被害が多く発生しており、救命ボートはこれに対応する有効な資機材と認識しております。

その上で、救命ボートの運用には、救助活動を行うための専門的な訓練を受けた人材の確保やその訓練、救命ボートを効果的に運用する体制、それとマニュアル等の整備が必要と考えております。

また、ボートによる救助活動は天候等の状況に大きく影響をされ、安全に運用することが難しく、危険性の高い救助活動になる恐れがあり、消防団が運用するとなった場合はかなりの負担になると考えております。

これらの課題を解決するには、関係機関との連携が重要となると考えております。

八代広域消防本部では、救命ボートを八代消防署に 3 艘、それと鏡消防署に 2 艘、氷川分署に 1 艘、その他の分署に 3 艘の合計 9 艘を配備しています。消防本部による救命、救助活動が要救助者にとってより安全で効果的であると考えております。

現時点での救命ボートの整備のほうは考えていない状況です。ご理解頂きますようお願いいたします。

続きまして、（イ）についてお答えいたします。能登半島においては、1 月の地震発生後、豪雨被害にもみまわれまして、地震発生から 1 年が経過しようとしております。

現地に行き、知見を深めることは視察者側としては大変重要で意義があると考えているところですが、そのような中、復興半ばでの被災地の住民の方、関係者の方々は、精神的にも肉体的にも疲労されている状況にあるかと思われます。

視察の必要性、時期にあっては、慎重に判断する必要があると考えておるところです。

一方で能登半島には、1 月の発災後、2 月から 5 月末までの期間、熊本県が輪島市に対して、対口支援として職員を派遣し、氷川町からもチーム熊本として、6 人の職員が参加し、被災地の支援業務に従事しております。

熊本県へチームは、主に被害住家被害認定調査に従事し、派遣された職員からは現地の状況や支援体制、それと業務内容等の報告を受けております。まずはその経験や体験を氷川町の防災・減災対策に活かしてまいりたいと思っております。これで質問事項 1（ア）、（イ）についての答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 三浦賢治君。

○8 番（三浦賢治君） 答弁頂きまして、本当にありがとうございました。

私は人命のボートについて、一般質問したのは、やっぱり異常気象、線状降水帯、いろいろがいつ発生するか分からない状態でございます。

1 番危惧しているのが県道下の網道地区、特に網道・若洲地区は 1 番の課題じゃないかなあというふうに思っております。

氷川町の場合は、1 時間に 100 ミリ、110 ミリと降った場合に、排水口ちゅうのは、1 番下流の若洲地区でございます。

これは潮の満ち引きによって干満の差によって、水が出たりたまったりする状態にな

るわけですので、初期段階として、ゴムボートというのはやっぱり必要じゃないかなあということで、今回一般質問させていただいたわけですが、やっぱり何て言いますか、ゴムボートがなければ、消防団の活動も、さしあたって人命を救助することはできないと思うんですね。

今の状況を見ておりますと、若洲地区になればもう海拔0メートルじゃないかなというふうに私は考えております。実際に。そして、やっぱり八間川の流れる川、これも氾濫を余儀なくされます。

今県道の橋からなかしま樋門のところまでは、住宅のそこはかさ上げをしてあります。やっぱりこれも水害対策の一環として、県がかさ上げをされたんじゃないかなあというふうには思っております。

それと先ほど課長が言われました広域消防のゴムボートの配置、氷川分署には手漕ぎボート1艘それと鏡分署ですね、鏡分署には船外機付きボートが1艘、手漕ぎボートが1艘というふうに私も調査を、消防署のほうに行って確認をしてまいりました。

果たして、氷川分署に1艘しかないというのも何か不思議なような感じもいたしますし、町としても災害だけじゃなくして、もしもうちは氷川水系を持っておりますので、水難事故が起きた場合、それにも利用されるボートじゃないかなあというふうに思っております。そこら辺でございますが、そこら辺のところも確かに、ボート、課長はさっきも言われましたように、やっぱり特殊なやつで経験を豊富にする、いろんな勉強もしなきゃいけないということを言われましたけども、一般的にはボートをちゅうのは、今の消防団の方たちも船舶の免許をほとんど持っておられます。

私としては、人命を守るためには、やっぱり町でボートを1艘か2艘、やっぱり備えておくべきじゃないかなあというふうには思っております。そこら辺のところはどんなふうですか課長。

○議長（米村 洋君） 総務課長、増永光幸君。

○総務課長（増永光幸君） 町のほうとしてもそういうボートの資機材、大変有効なものだと認識はしておるといって答弁させていただいたところですが、やはりそれを運用するとなると、かなり詰めたところで運用しなくてはならないと。そういう専門的な知識等もやはり必要であって、救助にした際には、危険が伴うような救助になってはならないということが前提で考えさせていただいたところです。

そういうところで先ほども答弁させていただきましたとおり、広域消防のそういう広域的な活動をしっかりと専門的に担っていただくような働きかけができればなというところで考えているところです。答弁は以上です。

○議長（米村 洋君） 三浦賢治君。

○8番（三浦賢治君） 課長の答弁を聞いておりますと、やっぱり専門的な部分があるというようなお話でございますが、確かに専門的なこともあるとは思いますが、この人命の救助というのは非常に大事なものかと思っております。

そこで、氷川町としても広域本部あたりをお願いをして、今氷川分署に1艘しかありませんので、それを1艘なり増やしてもらうとかの努力をぜひお願いをしたいというふうに思っております。これで（ア）部分については、一応終わりたいと思いますが、（イ）について答弁がありましたけども、たしか1月には地震、9月には豪雨災害に見舞われ、これも線状降水帯の影響で甚大なる被害が出たというふうにテレビ報道でもなされてお

りますが、1回目の畳表の寄贈、2回目の畳表の寄贈、これは水害対策での畳表の寄贈であります、今回1,008枚だったと思いますけども、行われるわけですが、ここで町の職員の方も同行されると思うんですけども、私としては、ぜひ町長に1回ですね、一緒になって現地を現状視察っていうわけにはいきませんかでしょうけども、やっぱり見ておく必要はあるんじゃないかなあというふうには思っておりますが、町長その辺はどうですか。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） （イ）の視察の件につきましては、冒頭課長がお答えしましたとおり、今、復興半ばでございます。

その時に私どもが行って視察するというのが、是か非かというのはやっぱり判断する必要があるのかなと思っておりますし、職員からも逐次報告を頂いております。

なかなか復興が進んでないという話も聞いておりまして、できる応援はということで地震の時も、そして水害の時にも八代市と一緒にしまして、半畳畳を送らせていただいたところでありますし、今大いに活用されているということで、お礼の電話も頂いているところであります。

その上で毎年いろんな全国で災害があります。被災をされました首長さんが、私たち、いわゆる首長を対象にトップセミナーというのを東京で開かれます。

そこにはやはり被災をされたところの自治体の首長がこられまして、その対応あるいは今の復興の状況を報告される機会がございますので、そういった機会には、ぜひ参加をして今後もそういった状況の把握をしていきたいなというふうに思っております。

先ほどの（ア）部分で少し私のほうからつけ加えたいと思っておりますけども、安全安心に上限はございません。心配をされる三浦議員の気持ちは十分分かるところでありますけれども、先ほど課長お答えしましたとおり、それを運用する段階でいわゆる消防団の皆さん方の安全も考えなくちゃなりません。

日頃訓練しとるプロであっても、何が起こるか分からない現場でございますので、そういうことを考えますと、なかなか、町にボート持ってそれを消防団なり、あるいは職員が運用するということは、かなり危険を伴うのかなという部分がありましての答弁だったというふうに思っております、その上で先ほど議員もおっしゃいましたとおり、八代広域に9艇ございます。9艘ございますけども、その内容を充実させていくというのは一つの方法かなというふうに思っております、私も広域の副管理者でありますので、副管理者の立場としてもそういった意見を申し上げますし、組合議員も上田健一議員、西尾議員もいらっしゃいます。

その議会の場でも、そういった議論をまた進め深めていただければ、必要な資機材をきちんと必要な分だけ確保するというところでございまして、どれだけのボートが何艘必要なのかというのを、やはりきちんと整理をする必要がありますので、その上での整備を進めて行けばどうかというふうに思っております。

○議長（米村 洋君） 三浦賢治君。

○8番（三浦賢治君） 町長の答弁で各自治体の長さんたちも、やっぱり今の時期の復興をまだ完成していない状態でございますので、なかなかあそこに視察に行くのは難しいんじゃないかというようなご意見だったと思いますが、確かに私たちもそう思うわけでございますけども、町長がそういう視察に行かれれば、私たちも行きたいなという思

いもございました。1回見て、うちも日奈久断層もあります。

それに南海トラフの地震もありますので、もしも発生した場合は甚大なる被害が発生するんじゃないかなあという思いで、今の現状を視察したらどうですかということをお尋ねしたわけでございますが、実際各自治体さんのご遠慮されているということでございますので、それはもうやっぱり皆さんの各自治体にあわせなくてはいけないなというふうに今感じたところでございますが、今からはやっぱりうちも日奈久断層もありますので、そこら辺のところは、十分注意をしていかなければならないというふうに思っておりますけども、この地震というのはいつやってくるか分かりません。10年後50年後襲ってくるかも分かりませんけども、それに備えてしっかりとやっていただきたいというふうに思います。では、1項目めは、終わりたいと思います。

○議長（米村 洋君） 次に、質問事項2 防災公園の計画について、（ア）から（イ）まで一括答弁を求めます。

総務課長、増永光幸君。

○総務課長（増永光幸君） 質問の要旨（ア）、（イ）について、一括してお答えいたします。

まず、（ア）についてお答えいたします。網道防災公園整備事業用地として、網道の676番地2ほか3筆、計4筆の面積9,266平方メートルを令和2年5月の議会臨時会での議会議決を得て取得いたしました。

網道地区とその周辺地域の特性から津波、高潮による浸水を想定して、現在八間川下流の通称ひろぎ遊水地の熊本県の浚渫事業に伴う浚渫土や国土交通省事業の廃土等を活用し、用地の嵩上げをしているところです。

このような状況で、熊本県は、遅くとも令和7年度には津波浸水想定を踏まえて、警戒避難体制を特に整備すべき区域を、津波災害警戒区域に指定し、津波浸水想定を設定するための基準水位基準水位を設け、そのうち、一定の開発行為、建築の制限をすべき区域を、津波災害特別警戒区域に指定するとの情報がありました。

よって、町といたしましては、指定の状況と、基準水位という基準（新たに示されるかと思っております）等を踏まえた避難場所の整備を、財源の確保と合わせて、今後進めていきたいと考えております。

続きまして、（イ）についてお答えいたします。現在氷川町において、町が設置した海拔、標高等の表示はございません。

三浦議員の提案にありますとおり、海拔等が表示されていることで、町民の方々が自分の位置が安全かどうかを判断する目安となり避難行動の促進につながると思われます。町といたしましては、この海拔表示がいいのかと、そういう表示方法も検討をするとともに想定区域内の地区公民館をはじめ、公共施設の設置を検討してまいりたいと思っております。これで質問事項2（ア）、（イ）についての答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 三浦賢治君。

○8番（三浦賢治君） 今（ア）の答弁については、これは私が防災公園の計画についてということで、利用しておりましたけども、まだこの段階では防災公園なのか何か分からなかったんですけども、一応私の思い込みで、防災公園じゃないかなあっちゅうことで、一応しました。

確かに、令和2年5月に土地を購入されてもう4年余りになりますけども、せっかく

購入をされておりますので、私はいつ完成するのかなあというのが、その思いもありましたので、今回、何年度に完成を目指しておられますかということをお聞きしたわけですが、今課長の答弁で県のほうからいろんな情報をもらっておられるようでございますので、それに従ってやっていただきたいと思います。

そして、この防災公園にしても、相当な費用がかかると思います。

公園整備、道路の整備、道路を整備しないと、行くにも行けない、離合もできないというような状態のところでございますので、大変な経費がかかるんじゃないかなというふうには思っております。

それと、少しでも財源を使わないように、八間川の浚渫の廃土を入れたり、国交省の残土を入れたりして、少しでも、お金がかからないように努力をされていることは、十分に私も把握をしているところでございますが、今から計画を立てられですね、いかれるわけでございますが、県、国、あたりに働きをかけて、早く、1年でも早く完成するようにですね、お願いをしておきたいなあというふうには思っておりますので、県ともよく相談しながら進めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしておきたいと思います。

(イ)については、この海拔表示ちゅうのは、どこまで水がくっとだろうとか、町民の方がどこまで水がくっとだろうかで、町民の方に海拔と言ってもすぐぴんところれないと思うんですね。

水の深さはここまで来ますよ、最大限ここまで来ますよっていうならば分かるかもしれませんが、海拔ちゅうのはちょっと分からないんじゃないかなあと思います。これはもう鏡町で、私は電柱に海拔の何メーターって、九電の電柱に張ってある。

やっぱり課長が言われましたように、公民館のあたりとか、全部の公民館ではなくてもよかですよ、拠点、野津地区の何点かを抜粋をして、そこに海拔をして頂ければ、ここまで水は最大限の時にはくっとだなあというその目安、災害マップを私ちょっと見みたんですけども、あれには水の深さちゅうか、あれには示されていないように感じたんですけどね、課長どうですか。

○議長(米村 洋君) 総務課長、増永光幸君。

○総務課長(増永光幸君) 防災マップを準備しております。〈防災マップを見せながら〉こちら防災マップですが、こちらの資料の中には津波、浸水想定マップといたしまして、一応図示では、この浸水深、どのくらい水の深さになりますよという表示はしてあるところです。

ただ、なかなかこのマップを見るということに至らない部分がありますから、町としましては、そういう表示も併せて、こちらマップのそういうしつかりとしたお知らせもやっていきたいと思っております。

やはり防災に対する備え、周知というのが大事かと思っておりますので、住民の方々の意識、そういう意識に根づくような周知活動に取り組んでいきたいと考えております。答弁は以上です。

○議長(米村 洋君) 三浦賢治君。

○8番(三浦賢治君) 私もマップを見たつもりですけども、うちのやつは野津の、西野津地区のマップでしたので、そこまではっきり分かりませんでした。

今日お伺いしまして、安心したところでございますが、昨日の国会でも答弁があって

おりましたけど、日本は災害国家だというふうにも言われておりますので、今から先どんな災害が発生するか分かりませんが、災害に備えてしっかりと取り組んで頂きたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。本当に今日はありがとうございました。これで、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（米村 洋君） あのね、課長ね、議長のほうから一言言いたいんだけど、一般質問の要旨が、例えばその人、網道地区の防災公園という土地はそういうことで、廃土置場で購入したのか、防災公園の建設でしたのか、今これ質問してるわけだ。

それで、抽象的な何がなんかが分からないような答弁しなきゃならん。今現在こうやってね、こういう計画をしてますよという話をしなきゃ駄目だって。何のため購入したのかって。それで、県がどうのこうのって、うちの町の独自の補助金は何に使って、どういような計画を立てるのかという話なきゃ駄目だって、それと、例えばその広域消防ものボート、救命ボート1艘でありますよ、じゃ町は地域が冠水してしもうた、全部は分かるのかっていったん今からドローンでも購入してたい、今の災害は、水害はどうなってるかといって、ドローンで全部調査できるじゃないの。そういうことは何で答弁せんのかっちゅうことだ。

三浦議員ありがとうございました。

以上で、三浦賢治君の一般質問を終わります。

ここで、5分間暫時休憩します。

-----○-----

午前10時34分

午前10時41分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番、吉川義雄君の発言を許します。

○4番（吉川義雄君） 皆さん、おはようございます。

4番議員、吉川義雄です。通告に沿って質問をいたします。

最初に、健康保険証、マイナ保険証についてお尋ねします。12月2日以降、これまでの紙の保険証は発行されなくなりました。今後はマイナ保険証に変わっていきます。

今日も出かける前、テレビでマイナ保険証についての放送が行われていました。3,000件余りの意見が寄せられたとテレビ画面には映っていました。

実は私のところにも、手元にある、これまでの保険証、健康保険証はもう使えんとだろうというふうに言われました。これは以前もありました。

私は、まだまだ使えますという話をしました。

また、マイナンバーカードそのものをつくっていないとどうすりゃいいのか。マイナ保険証にするためにはこのカードが必要。役場に行って相談してくださいというそういう話もしました。どうすればいいのかという相談が、何件もありました。

私は手元にある、今の保険証は期限まで使えるんですよということを、しっかり伝えているつもりなんですけど、なかなか理解されていないというのが実情です。

うちに訪ねてきた人に、広報紙みたねという話をしました。そしたら表紙に、知ってる役場の職員が写ってたなあっていう話をされましたが、残念ながら中は見てないと言われました。裏を見てくださいという話もしました。

私は議会広報紙をつくっていますが、この広報誌、表紙またあるいは裏表紙というところもあります。

私は、町が努力して表に分かりやすく載せたわけですが、残念ながら見ておらなかったみたいです。

今手元にある保険証の取扱い、マイナ保険証に移行したことでの新たな資格確認書などが発行されるとこういった報道がされています。だからますます、分からなくなっておられるのではないのでしょうか。

マイナンバーカードあるいはマイナ保険証を持たない、紐付けしていない人への周知徹底はどうされるでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、宮原福祉センターの活用についてお尋ねいたします。8月22日、議会全員協議会が開催されました。宮原福祉センターの今後の在り方について、町からの考えが示されました。内容は、宮原福祉センターを売却する方針で進めていきたいというものでありました。議員の中からも、存続を求める意見が出ました。この議会議員全員協議会を受けて、町は日を置かずにして、方針を白紙撤回されました。撤回の理由をお聞かせください。

また、福祉センターがなくなると困るという町民の方がおられます。今後の活用はどのようにされるのか、町の方針をお聞かせください。

次に、氷川町は人口は減少しています。過疎指定もされました。人口減少を食い止めるために、人口増加につなげる施策が必要です。

氷川町も、積極的に取り組んでいると思いますが、さらなる施策が必要だと考えます。

全国各地の実態を、調べてみますと、独自の取組がたくさんあります。

その中に、住宅購入支援、住宅建設補助金、宅地分譲購入補助金、若い人向けの家賃補助金等がありました。

氷川町も、住宅建設を始めます。宅地分譲も始めます。

これらが計画されていますので、ぜひ支援策も一緒に出したらどうかと思いますが、町の考えをお聞かせください。

また、この住宅支援とあわせて、移住支援、子育て支援も必要かと考えます。併せてお考えを聞かせてください。

これまで何度も訴えてきました。学校給食の無償化、子どもに係る国民健康保険税の均等割の減免、あるいは免除に踏み出してほしいと思いますが、その考えがありますか。重ねてお尋ねをいたします。

最後に、常葉保育所は、令和7年3月31日をもって閉園とする予定です。園舎がなくなるのかという声もあります。あの場所は本当いい場所、施設はぜひ残してほしい、今後どのようにされるのでしょうかという声があります。

今後の町の計画をお尋ねいたします。以上、質問いたします。

簡潔で明瞭な答弁をお願いします。なお、再質問は質問席から行います。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君の質問事項が4項目ありますので、1項目ずつ行います。

質問事項1 健康保険証について、（ア）から（イ）まで一括答弁してください。

町民課長、坂本哲也君。

○町民課長（坂本哲也君） 質問事項1に対しまして、（ア）、（イ）の質問について、

一括してお答えいたします。

(ア) のマイナ保険証に関する周知につきましては、11月に広報ひかわや町のホームページにおきまして、12月2日以降の健康保険証新規発行の終了や、マイナ保険証の登録方法、資格確認書などに関する情報を掲載し、周知をしているところでございます。

今後につきましては、被保険者の新規取得、または更新時などにおきまして、通知の発送の際にチラシを同封して更に周知を図ることとしております。

次に、(イ) のマイナ保険証のひもづけをされていない住民への対応についてですが、まず現在のマイナ保険証の登録の状況としまして、国民健康保険では、令和6年10月1日現在になりますが2,082名、64.6パーセントの方が登録しております。

後期高齢者医療では、令和6年9月1日現在になりますが1,505名、59.9パーセントの方がマイナ保険証としての登録をされている状況であります。

今年の7月に交付しております国民健康保険や後期高齢者医療の保険証につきましては、令和7年7月末の有効期限まで使用することができます。

また、令和7年7月にマイナ保険証の登録をされていない方には、資格確認書を交付し、登録されている方には資格情報のお知らせを送付することとしております。

マイナ保険証の登録をされていない方は、保険証の有効期限が切れた後は、送られてきます資格確認書を保険証のかわりとして使用していただくこととなります。以上を、答弁いたします。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 先ほども言いましたか、マイナ保険証を持っていない人、これがテレビでも盛んに放送していますが、しっかり見てもなかなか分からない。

そういう声を聞きます。一つは、今あったように、国保で63パーセント弱、62.8と言われましたかね。

後期高齢者で59.5ということで、これは全国のマイナ保険証登録数は88パーセント、登録した人の88パーセントが登録、全国数がありました。

それから比べるとちょっと少ないのかなと思いますが、マイナ保険証を利用しているというのはうちでは分かりますか、ちょっと後で結構です、教えていただきたいと思います。

私が1番心配するのは、訪ねてこられるのは、後期高齢者じゃないのかなあと思うぐらい年配人で、若い人たちは多分分かっておられると思うんですが、だから、そういう高齢者の人たちが、これから先トラブル、いろんなのがあって、取り残されていく、そういういったことが出てくるんじゃないかと心配をしているわけです。

町の広報誌を見てくださいしっかり見てねって、中もしっかり見らんといかんによって話もしました。

ところが残念ながらなかなか、また同じこと書いてあるって言われるんですよ。違うっていう話をするんですが、だからぜひ今後はしばらくの間は、募集をもう少し利用するのかあるいは、別なペーパーをつくって回すのか、そういうこともあわせて検討していただきたいと思うんですがその点はどうでしょうか。さっきの利用率も一緒に。

○議長（米村 洋君） 町民課長、坂本哲也君。

○町民課長（坂本哲也君） マイナ保険証の利用状況について、まずご説明したいと思

います。

国民健康保険におきましては、利用件数としまして、今年度ですけれども令和6年の9月1日現在になりますが、4,954件中868件がマイナ保険証を利用されてるということで、17.52パーセントが国民健康保険のほうの利用状況になります。

後期高齢者医療のほうにおきましては、5,952件中620件、パーセントにしまして10.4パーセントの利用がされているという状況でございます。

先ほど議員申されましたように、特にやはり後期高齢の方などについては広報紙や町のホームページで周知しましても、なかなかご理解と、そこに目を通していただけないという部分も確かにあると思います。

そういう部分につきましては、特にそういう後期高齢者とかに的を絞りまして、周知するための通知を送ったりとか、そういった対応ができるのかなと思いますので、そういった部分を今後また検討していきたいと思います。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） ぜひお願いします。私は、本来強制ではないマイナンバーカードに、保険証というのは強制ですよ。それをくっつけるそのことから、やはりいろんな問題が起きてくるというふうに思っています。

今日テレビで言っていたのは、やっていく段階ではいろんな問題が出てくるからそれを改善しながら、やっていくんだという話をされていました。

しかし、新聞を見てたら、週刊誌だったですか、見てたら、要するに不都合が出た時にすぐシステムを変えなくちゃいけない。

これに相当のお金がつぎ込まれていってるんですね。

それで、週刊誌の見出しってのは、ショッキングな見出しがよくつくんですが、マイナ保険証トラブルで利権焼け太りなんていうのが書いてある、そういうふうなのが書いてあるんですが、私は、町の責任じゃないんですね、こればっかりは。

しかし、大変な実務作業を町に国を押しつけていると思うんです。くれぐれも、町は本当にもう努力していることは本当に感謝しますが、無資格者になってしまう、そういう人を出さないように、最大限の努力をやっていただきたいと思います。

いろんな話を聞くと、できるだけ寄り添って、そういう人に声かけていかなければいけないなというふうに思ってます。

ちなみに、熊本県のマイナ保険証の利用率は16.63パーセントという新聞報道がありました。ほぼ同じぐらいだなあというふうに思います。

だから、まだ使っていない人を使いきらないと、いろんな人がいるわけですので、ぜひそこをしっかりとって頂きたいと思います。

最後に、町長に一言、私はマイナ運転免許証は併用するってしたじゃないですか。

本当はきちんとできるまで少し時間をおいて、やっていったらこんな問題も起こらないと思うんですが、町長はその点はどう考えますが、急いですると大変だなと思うんです。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 今話題のマイナンバーカードいわゆる保険者につきましてはのご質問でございました。

職員は大変苦労しております。現場でしっかり普及をいわゆる周知をお願いしておりますけど、なかなか普及していかない。

マイナンバーカードもそうでした。それにまた紐付きがこれから次から次へてくるわけございまして、議員おっしゃいますとおり私個人としましては、非常に不安を持っているところであります。

その上でやらねばなりませんので、今担当が一生懸命やっているとすることはぜひご理解を頂きたいというふうに思っております。

じゃ何のためにマイナンバーカードをつくって、それにいわゆる保険証もそれにセットにして、あるいは免許証もセットにするのかという説明をまず国がやるべきでございまして、期待してるんですよ。マイナンバーカードいわゆる保険証、今私どものデータは国保のデータしか市町村は持ちません。

共済あるいは社会保険のいろんな健診のデータは頂けません。今度マイナンバー保険証になったらそういったものが頂けるものと私は思っております。

そのことで、町の住民の皆さん方の健康をこれからどうしていくのか、守っていくのか、その健康の計画を町民全体の計画をつくる必要があるんですよ。

国保の保険者のアンケートなり結果でしかでやっております。

3割の結果で町の健康福祉計画はつくられている。これは、とても心配でございまして、そういった意味ではその使い道をきちんとすることも、国から説明をするそのことを住民の皆さん方に分かっていたいただいた上で、しっかりとこのマイナンバー保険証を活用していく必要があるのかなというふうに思っております。

いろいろ課題はありますし、また、免許証の話が少し出ましたけども、どこまでどういった形で出てくるのか見極める必要がありますけども、何といたしまして、最終的に仕事をしますのは市町村の私たちでありまして、大変苦勞しているということはぜひご理解頂いた上で、これからもできることはしっかり行っていきたいというふうに思っております。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 町長が言われたとおり、もう末端の市町村は大変なわけですね。

先ほど課長が答弁した資格確認書、それから証明書ですか、資格何とかだったりしながらちょっと度忘れしましたが、もうそれも発行しなくちゃいけない、テレビ見てたら75歳以上の人には全員に出すんだという、そういうことまでなってきました。全部出すんだったら今までの使えばいいじゃないという気持ちもするわけですね。

担当課には本当に苦勞されると思いますが、特にこういったIT関係に弱い、高齢者がとにかく見捨てられないように、ひとつぜひお願いしたいと思います。

健康保険証の存続を訴える、自治体が増えてきて200を超える自治体から意見書も上がっていました。ぜひ担当課頑張っていたきたいと思います。これで、1項目めを終わります。

○議長（米村 洋君） 次に、質問事項2、宮原福祉センターの活用について（ア）から（イ）まで一括して答弁を求めます。

福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎 徹君） 質問事項2の（ア）と（イ）について、福祉課から一括してお答えいたします。

（ア）についてお答えいたします。8月22日の全員協議会におきまして、宮原福祉センターの今後の在り方について、町公共施設等総合管理計画により、民営化による売

却の方向での検討をご説明いたしました。

しかしながら、議員の皆さまや住民の皆さまの意見等を十分傾聴しておらず、合意形成ができていないとのご指摘がありました。

再度、全員協議会で出たご意見を踏まえ、協議いたしました結果、見合わせることで、撤回したものです。

次に、(イ)についてお答えいたします。当面の間は、町直営で現状維持にて運営し、施設の利用状況や財政状況、地域の実情等を、時間をかけて調べ、また議員の皆さま、利用者の方々、住民の皆さまのご意見をしっかりと伺って検討してまいりたいと思います。これで、福祉課からの答弁を終わります。

○議長(米村 洋君) 吉川義雄君。

○4番(吉川義雄君) 今の明確な答弁があって、本当によかったと思います。

全員協議会で出た話だったわけですが、私のところには、何もかもやめると駄目ばいってという話だったんだったんですよ。

いやいや、どこからどういう話が行ったのかなあという話をして、これは、一応提案はされたけども、白紙に戻すということになったからって心配しなくてもいいですよって話をしました。

今言われたように、やっぱり合意形成が不十分だったというふうに思いますので、今後、宮原福祉センターの利用を変更する場合は、ぜひ地域住民の皆さんたちからしっかり意見を聞いていただいた上で、また議会議員の意見も聞いていただいた上で方針を立てていただくように、強く要望しておきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長(米村 洋君) 福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長(尾崎 徹君) そうですね、利用者の方々や地域の方、議員の皆さまの説明を十分に行いまして今後そういったことがあれば検討して、協議をさせていただきたいと思います。以上です。

○議長(米村 洋君) 吉川義雄君。

○4番(吉川義雄君) 福祉センターができる時、宮原の議員をしていました。多くの人たちから、どんなのを建てるのかということで、建てる時からいろんな意見が寄せられました。

私は、サウナにはいかないので、あんまり関心なかったんですが、サウナ付が欲しいという話もあって、男女とも付けてくれとかいろんな話がありました。

そういう中であの福祉センターできました。また大広間、それから奥の高齢者の部屋ですか、活用がかなりありました。

しかし、現在はほとんど減っていると私も思います。

だから今後、そういった時間をかけて検討していくということですので、ぜひしっかりと検討を重ねて、今後の方針を出していただきたいというふうに思います。これで2項目めを終わります。

○議長(米村 洋君) 町長、藤本一臣君。

○町長(藤本一臣君) 福祉センターの在り方について、お答えをいたしました基本的な回答は、課長が申し上げましたとおりでございまして、なかなか合意形成ができてなかったということで、一旦停止をしたとこでございまして、白紙撤回をしたわけではございません。

町の施設の管理運営計画の中には民営化というのがはっきりと方向性を示しておりまして、それに対してのご意見をこれからもしっかり聞いていきたいと思っておりますけれども、そこをどう今のままで活用していくのか。

しっかり考えていかなくちゃならないと思っております。

これいわゆる町の施設として活用する価値があるのかどうなのかも含めましてですね、その辺りはやっぱり十分精査する必要があるかなと思っておりますし、かなり老朽化をいたしております。

今後は、あの施設を使っていくためには相当の方財を投じなきゃなりません。

その時に、何に使うのかということがはっきり明確にしていきませんと、そこに財を使うことはできません。

そういったところまで、これまでも検討してきて、民営化という方向を出して、提案したわけございまして、それをまた、ゼロからということにはなりませんけれども、皆さん方のご意見を、合意形成を諮りながら進めていきたいというふうに思っております。

常葉保育所3月末で閉所いたします。私が町長になりましてすぐに民営化の提案をいたしました、けれども当分の間は、今のまでということで10年過ぎてきました。もうそろそろ結論を出そうということで、3年前に町の方針を決めて、保護者の皆さん方にも説明をし、十分納得はされませんが、理解をしていただくような方向で今回閉園を迎えるわけございまして、そういった手続は、これからもしっかり踏んでまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 私は民営化そのものに反対というふうに、全員協議会では言っていない。

今言われるように、利用者がどんどん減ってきているわけで、大きな建物を本当に必要なのかという時代は、私分かります。

それで、私はその時に提案したのは、他県で同じような施設が、民営化されて、風呂もきちんと使える、食堂も使える、そういう施設がありますよってその付近は検討されましたかっていう話もしていますので、そこは、全部パーにするということじゃないので、一言それはお伝えしておきたいと思います。これで終わります。

次をお願いします。

○議長（米村 洋君） 吉川議員ね。何でね、例えばこれもう結局廃止にするということね、一応計画が載ってるんだね。だから、あなたも知ってるとおり年間1,400万円の負担がかかるわけだ。そしてね、35人ぐらいしかね、利用してない。だから議長としてもだね、これは切ってしまえという方針でいるわけ。

しかし町長がね、撤回したことにおいてね、撤回というよりね、1回ちょっとね、見直そうということだね。

議会にそういうような、答申があったから議長としても、それに対して納得したということだね。説明だけした話。

次に、質問事項3、人口増対策と少子化対策について、（ア）から（ウ）まで一括答弁願います。

建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） （ア）について、お答えいたします。本町におきましても、人口対策や少子化対策の取組として、移住支援や住宅に対する支援を実施しております。

まず、住宅取得に関する直接的な支援事業といたしましては、地域振興課にて実施しております、結婚新生活支援事業があります。

若者世代を対象に、結婚を機に氷川町に家屋を新築・取得される場合や、賃貸住宅に入居される場合に、年齢により補助額が30万円から60万円の支援を実施しております。

また、建設下水道課における事業といたしましては、住宅取得に対し、直接的に補助を実施するものではありませんが、空家バンク事業における購入物件への改修補助のほか、空家バンクを通じて購入された物件を解体し、新規に住宅を建てられた場合に、3年間の固定資産税の補助を行っております。

このほか、住宅に対する補助事業として、リフォーム補助、戸建て木造住宅耐震改修等事業、住宅設備については、住宅用新エネルギー等導入促進事業、浄化槽設置整備事業補助金、畳表張替助成事業などが住まいの支援事業を本課のみならず、複数の課で実施しております。

今後、住宅政策として、民間資金を活用した地域優良賃貸住宅整備事業による住宅整備、宅地開発による宅地分譲、宅地用地として活用も目的とした団地解体後の公有地の払下げなどの計画を現在進めております。

これらの住宅政策の実施により、人口対策や少子化対策に繋がっていくと考えております。以上で、（ア）の答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎 徹君） （イ）について福祉課からお答えいたします。本町では、こども医療費助成事業や保育料の無償化事業、病児・病後保育事業、出産祝い金支給事業、出産・子育て応援給付金事業など、熊本県内でも先進的に取り組んでおり、現時点での新たな取組は検討しておりません。これで、福祉課からの答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 学校教育課長、増住豪二君。

○学校教育課長（増住豪二君） 吉川議員ご質問の3項目（ウ）の学校給食費無償化についてお答えします。

本町の学校給食は、学校給食法等に基づき、学校設置者が負担する学校給食の実施に必要な施設・整備に要する経費及び人件費と保護者が負担する食材費で運営しております。

議員ご承知のとおり、本町においては経済的支援が必要な、準要保護児童生徒の保護者に対しては、就学援助制度による給食費負担分の給付がなされております。

また、近年の物価高騰への対応については、保護者負担の軽減を目的に、学校給食費補助や氷川町産米価差額補助を行っているところです。

教育委員会としましては、引き続き、安定した給食の提供と保護者負担の軽減に取り組んでまいりたいと考えております。以上で、答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、坂本哲也君。

○町民課長（坂本哲也君） （ウ）の子どもに係る国保税均等割減免についてお答えします。令和4年度から少子化対策や多子世帯への支援として、国民健康保険税のうち未

就学児1人当たりの均等割額を2分の1に減免している状況でございます。

全国的に見ますと、減免対象を18歳まで引上げ、全額免除している自治体もございますが、減免を拡充するための財源確保が課題となるため、現時点での実施は考えていないところでございます。以上、答弁いたします。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） まず最初の住宅関係について、再度お尋ねしたいと思います。私たち議員には、議員が先進地をしっかり学んで政策提言もできるようにということで、個人研修の費用も組まれています。

私は、岡山県の奈義町を視察に行きたいと思って調べました。奈義町というところはさきの総理大臣も視察に訪れたところであります。

ここが今、人口が減らさないようにということで努力をされて、出生率が日本でも高いところだということでありました。

そういうことで行きたかったんですが行けなかったもので、関係先に電話をして、また資料も取り寄せていろいろ見てみました。本当に素晴らしい施策がたくさんありました。

また、議会広報委員会で岡山県の美咲町というところに広報の研修できました。事前にこの町の状況も調べてみたんですが、なかなかここも素晴らしい取組が行われていました。

私は、氷川町は決して子育て支援についても、さっき課長が答弁された、住宅支援についても遅れていると私は一つも思いません。むしろ私はよく頑張っていると思います。

木村知事が氷川町でお出かけ知事室を開催されました。その時に女性の方が立って、氷川町はこんないい政策があるんだということで発言をされました。

私は、もともとこれをPRしなければいけないなというふうにその時は思ったわけです。

それで、そういうことから、どっかもっと進んでるところを調べて、うちで取り組めるものがあれば、ぜひ取り組んでもらいたいなと思って調べました。

そこで、この奈義町では、新築住宅を普及する事業ということで、1戸につき100万円出しますよとかいうのがありました。それから、美咲町については55万円、地元業者を使えば25万円上乗せだということなので80万円。あるいは、美咲町は分譲地を購入する場合坪単価5,000円、地元業者等を条件に家建てるとかそういうふうになった場合は、坪1万円を補助しますよというふうにありました。

担当課長では答弁できないと思いますが、町長、新しく分譲を始めるわけですが、何かそういうのも、今しますというとか当然できないと思うんですが、検討は始めてもらえますか。それだけ聞かせてください。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） さまざまな支援があれば利用者の方は助かるんだろうと思っておりますけども、先ほど課長が申し上げましたとおり、いろんな中で取捨選択をしながら、うちに合った支援をしていく必要があるのかなと思っております。

その上で、今吉本町営団地の解体が終わってこれからあそこを住宅用地として売ってまいります。

また、久保団地も解体を行ってこれからまた、払下げをしていきたいと思っております。その時に、その価格設定をどうするのかと、そういったところも一つの方法かなと

思っております。もっと言えば、無償というわけにはいきませんかでしょうけども、かなり安い坪単価で販売をすれば、多分買っていただける。そして、家を建てていただいてここに住んで頂ける、町はそれでプラスであります。

その辺りまた議会にも、後日ご相談いたしますけれども、やはり破格の価格で出すというのも一つの方法、いわゆる上乗せを補助するんじゃなくて、売出しの補助を明確に抑えるというのは一つの方法かなと思っております、これまだ課内でも話をしておりませんけども、今お話を聞きながらそういったいろんな方法を駆使しながら、この町に住んで頂くような環境をぜひ整えていきたいなというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 町長、期待しておきます。

博報堂プロダクツと氷川町は地域活性化包括連携協定を結んでいます。

実は、氷川町が結ぶちょっと前に、プロダクツは、徳島県的那賀町というところと提携をしていました。

だから、今那賀町がどんな提携してどういうまちづくりをするんだろうかということで、ここをもう以前調べてみました。

改めて今回また調べてみたわけですが、ここも分譲地購入時中学生以下の児童を養育する世帯は、そういった条件があるんですが、ここは坪単価6,600円を補助します、くださいよとありました。ぜひ町長が議会に相談があることを期待しておきたいと思います。

一つだけ、紹介をしておきたいと思うんですが、これ後の（イ）、（ウ）に関わってくるわけですけども、やはり氷川町は人口が減少しています。

そういう点では、人を増やすというのは、一つは、町長もいつも言われるように働く場所、住む場所、そして子どもを育てるそういった環境をどうつくるか、この三つがなければなかなかできないと思うんですね。

子育て宣言とか、子育て応援宣言とか、いろんなのは出されています。それは宣言とかそういうなんですか、これは町民が行政へ約束する、宣言することで町民に安心感と心強さを与えるって書いてあるんですね、町長の所信表明改めてまた読み直してみました。

だから、その前向きな姿勢があるわけですので、私はぜひ積極的にこの点は検討をしていただきたいと思います。

（イ）の点に移りたいというふうに思います。先ほど言いましたが、不妊治療や出産祝い金や保育無償化もしましたし、子どもの医療費も無償化をしました。そういう点では、私は本当に素晴らしいことをやっているというふうに思っています。

更に、もっと子育て世帯を支援すると人がやはり入ってくる、企業誘致じゃないけども、そういった施策と同じなんだという町村長さんもいらっしゃいます。

これも他県であった件ですが、高校生が自分の町には高校がないと、隣に高校がある、そこに通う子どもたちの通学の割引とか、補助とか、あるいは、自転車を補助するとかそういうのもありました。

こういったことも、ぜひ今後は、先ほどの答弁では、その点は新しいのではないというふうに言われたですね、新たなことは考えていないというふうなことがありましたが、

ぜひ課長、他県のことも調べて、町長も私はやる気のある人だと思ってますので、積極的に提案をしていただくようお願いをしたいというふうに思います。

ちょっと（ウ）に移っていいでしょうか。学校給食費の点では、先日嘉島町だったですか。そこが、一部無償化の方針だ、第2子以降を考えるというふうに書いてありました。私も1度にするのはなかなか大変だと思います。担当課に聞いたら年間4,000万円から5,000万円ほどお金がかかるというふうに言われました。

だから、全て第2子以降を無料にするとか、そういったことを、一気にできなくても考えるべきではないかなと思いますけどどうでしょうか。

○議長（米村 洋君） 学校教育課長、増住豪二君。

○学校教育課長（増住豪二君） 無償化までいかないまでも、半額補助だったり、町自治体によってはいろんな補助をされております。

氷川町においても、答弁で申しましたとおり、物価高騰対策として上昇分の補助のほうを行っておりますし、ほかの自治体の動向も見ながら、そこら辺は考えていきたいと考えております。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 今朝私の取っている新聞に、助け合い、支え合い、励まし合い、助け合う市民の会というところが、無料配布コーナーを設けますよってこういうチラシが入ってました。

私も兄弟13人という大変苦勞して貧乏な家庭だったんですが、それでも周りには、子ども食堂なんていうのはありませんでした。ないものは食べないでいくということだったわけですが、その子ども食堂についても、県内で1,900ヶ所だったんですかね、今日の新聞には書いてあったような気もするんですが、氷川町には残念ながら、以前やられておられたんですが、もうやめておられると聞きましたが、子ども食堂のこと、誰か分かりますか。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎 徹君） 子ども食堂についてですが、以前は2か所程度やられていたかということをお聞きしておりますが、先ほど議員も言われましたように、コロナ禍中からちょっと運営がされてないということをお聞きしております。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 県内では22か所増えて1,192ヶ所になったと、全国では1万ヶ所を突破したっていうのがありました。

エンゲル係数だったんですか、所得で食費に占める割合。これがもう3割近く29パーセントぐらいになってるんですよ。それだけ、大変で、貧困層が増えてきているというのがあるかと思います。

そういう中で学校の給食というのは、私は本当に大事だし、今月号だったんですかね、12月の広報紙に特集を載ってました。読ませていただいて、本当に頑張ってくっておられるということを感じいたしました。

全体的にこういった生活が、大変なってきたというのが実態ではないかなと思いますので、物価高騰が来年も4,000品目、4月まで上がりますよという報道もあります。

だからこの点は、ぜひ教育委員会としても、町に対して、これ以上負担が増えないように、そして給食の質が落ちないように、ぜひ求めてもらいたいと思います。

設置するのは、学校設置は、教育委員会ではないわけですので、町長この点もぜひ検討を進めていただきたいと思いますと思いますがどうでしょうか。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 学校の給食につきましては、さまざまな議員様からご質問頂いて答弁は多分同じ答弁だったと思っておりますし、それでも、その中でできることはしっかりやっているものというふうに思っております。その上で今共同調理場ですね。給食の調理場の改築を行っております。それはやはり町内の給食を統一するというのが一つの目的でございまして、来年の10月から稼働と、2学期からは、来年の2月からはもう共同調理場で、氷川町全5校の小中学校の給食をそちらでつくって配送するということになります。

まずはそれをやり遂げましょうよ。これもなかなか理解ができませんでした。時間がかかりました。

小学校の保護者の方に理解を頂いてまず先行して宮原小学校が統一をしました。氷川中学校が組合立でありますけどもその方向で今、議論しております。

その上で、常葉保育所が3月末で閉園となります。保護者の皆さん方にもお約束しました。あそこの使い方またこの後話が出ますけれども、やはり子どもに関わる、子ども子育てに関わるような施設を使っていくのが1番いいだろうという思いも私自身持っておりますし、これまで常葉保育所に投じてきた町の財源3,000数百万円の部分が、来年度以降は負担がなくなるわけでございまして、その部分を、そういった子育て支援に回すというのは一つの方法でありまして、その時期がいつになるのかということも含めて、それがストレートに学校給食という話ではございませんけれども、さまざまな支援の方法があるかなというふうに思っておりますが、そういった方向に使っていくのは、これは保護者の皆さん方への約束事でございますので、子育て支援に使っていくという方向で、今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 全国では、722の自治体が、全国1,974ある中で722の自治体が、無償化に取り組んでいると。全体的にはそういった方向の流れであります。

本来は、義務教育は無償というわけですので、国の制度として、これはぜひやっていただきたい、やってもらわなければならないと思っています。

全国知事会、多分町村長会も、そういう要望を出されていると思うんですが、私は、そういった流れの中で、生活が大変だという世帯が増えてきている。

そういう点では、少しでも今言われたように検討して、無償化の方向に進むように取り組んで頂きたいというふうに思います。

（ウ）の最後の均等割の件で、お尋ねをしたいというふうに思います。

先ほど課長が言われましたように、令和4年度から子どもにかかる均等割は、半額を国と地方で負担して免除するというふうになりました。

ちなみに、氷川町の均等割というのは、課長、いくらですか、資料を持っておられますか。

○議長（米村 洋君） 町民課長、坂本哲也君。

○町民課長（坂本哲也君） ご質問ありました件ですけれども、令和6年の10月31日現在でちょっと計算しておりますけれども、現在の未就学児6歳以下の2分の1の減

免に係る費用としましては、104万7,880円となっております。

このうちの2分の1を国が見ておりまして、4分の1ずつを県・町で負担しているという内容となっております。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） それは分かります。今、私が聞いたのは、均等割額、1人、均等割額はいくらですか。私の持ってる資料では、氷川町は均等割医療分3万300円という数字があるんですが、これでいいんですか。そこが分かるかな。議長、時間もちょっとないので進めます。

私が調べたこの資料でいきますと、決して氷川町はこの均等割の額だけ見ると、安くはないんですよ。だから、負担が重たいと。

医療分についての3万300円という数字は、これが正確だと私は思ってるんですが、2023年度、令和5年度の分です。3万300円、これは熊本県内ではですね、熊本市それから八代市に次いでたしか3番目ぐらいちょっと高いんですね。

だからこれも、ぜひひとつ、今言われたように、147万円の半分は国が見てるわけですので、このことはぜひ新年度は積極的に取り組んで頂きたいと思います。

町長申し訳ありません、これについても、町長の意見をちょっと聞かせてください。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） それぞれ法律に基づいて、今運用されているわけですので、その中でどこまで工夫ができるのかというのは、担当課のほうでも、あるいは国保の方では審議会もありますので、そういったご意見も賜って今進めているわけですので、そういった意見をしっかり聞いていきたいなというふうに思っております。

併せまして、子育て前全般の話で言いますと、子育ての支援は必要ということは十分分かってやってきたつもりでございますが、どこまでやるのかと。今自助公助でそれぞれのいろんな立場での補助があるわけですが、親子の絆を深めていく、そこにやはり親子の関係をきちんと持っていかなくちゃなりません。

それは、やっぱ子育てをするという一つの親の責任を感じていただく、それを子どもも親の頑張りを感じていただく、そういったところはやはり見せていく必要があるかというふうに思っておりまして、いろんな部分を、何でもかんでも無料にするということは、それぞれの考えの違いはあるかと思っておりますけども、できるところはやってまいります、その辺りの親子の絆を醸成するためにも、やはり親の頑張る姿を見せるのも必要かなという気持ちを少し持っているところであります。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） ちょっと時間がありませんので、この項目これで終わります。

最後の常葉保育所の跡地の活用について、答弁をお願いします。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎 徹君） 質問事項4の（ア）について、福祉課からお答えいたします。昨年度実施いたしました、子育てに関するアンケートでも、土日祭日や雨の日でも遊べる場所が欲しいという意見が多数っております。

また、公共施設の有効活用について、職員で構成しております課題解決プロジェクトチームより閉所が決定している常葉保育所の活用について、児童館へのリノベーションの提案を頂いております。

この児童館は0歳から18歳まで利用可能な施設で図書館や遊戯室、集会所等を備えた児童厚生施設であり、今後更に検討を重ねていきたいと思っております。これで、福祉課からの答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 私は、以前、保護者の人たちから、常葉保育所はどうしても残してほしい、保育園として残してほしい。

そのあとは、保育園が閉園されるっていう計画が出てから、状況も少しずつ変わってきて、保育園そのものは残してほしいという声も大分聞きました。

それで、今後はどうされるんですかということがあったから、今回質問いたしました。併せて卒園児も何人も聞くことができました。

建物がなくなるの。いやいや、まだそこまで決まってないよ。遊びに行きたいから建物を残してほしいという子どもたちの率直な意見なんですね。

だから、先ほどありましたが、ぜひ施設を、土曜も日曜も雨の日も活用できるそういったのを、役場の部会があるんですよね、プロジェクトチームがですね、そこで検討されてるという話でした。

今、学童保育所はいっぱいあるんですが、児童館みたいな、またみんなが遊べる施設とかいうのもあります。

ぜひそういったところもしっかり見て、検討してやっていただきたいというふうに思います。

最後に、私はいろんなことを今回、町に求めてきました。やはりこれから先というのは、人口が減っていく中でどれだけ、子どもを育てる環境がいいかどうかで、私は大分変わってくると思います。

そういう点でも、そういった整備を、住宅も始まるそういった時こそ、知恵を絞ってやっていくべきではないかと。

いろんなところに今度聞いて回ったわけですが、特別に財源があるというところはあまりありませんでした。

どこかを絞ってやらなければならない、そういったところが多かったんです。中には、自衛隊の基地があるからとかいろんな交付税が多く入るとかそういう話もありましたが、氷川町がよそと同じような施策じゃなくて、やっぱり一歩前に行く施策をぜひやっていただきますように、町長に要求をして質問を終わりたいと思います。終わります。

○議長（米村 洋君） 以上で、吉川義雄君の一般質問を終わります。

ここで、1時まで暫時休憩します。

-----○-----
午前11時40分
午後 1時00分
-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7番清田一敏君の発言を許します。

○7番（清田一敏君） 皆さん、こんにちは。

ただいまご指名を頂きました。7番議員の清田でございます。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

本日の質問事項は、これからの農業についての1点であります。

質問の要旨に入ります前に、現在の農業が置かれている状況に少し触れてみたいと思います。

皆さまもご存じのように、農業は米や麦や野菜、果実や肉に牛乳、鶏卵などを生産し、それを販売して生計を立てているわけですが、販売価格は、直売所や相対取引など、例外的なものを除けば、ほとんど農産物は農協や市場に出荷して、その取引価格は競りで決まり、買い手の意向により左右されます。

また、農業は自然相手の仕事でありまして、天候の影響や病虫害の発生、また、肥料や油などの生産資材の原料の多くを海外に頼っている関係から、世界の経済の動向により資材の価格が上がったりと不安定化するリスクも抱えておりまして、工業製品のように、生産コストを販売価格に反映することも難しく、場合によっては採算割れとなることもあります。

生産基盤の柱となります、人と農地につきましても、農業従事者も農地の面積も共に減少し続けております。

一方で、耕作放棄地は増え続けておりまして、2010年農林業センサスによりますと、耕作放棄地の面積は滋賀県の面積に匹敵するとも言われております。

そのようなことから、食料自給率も昭和35年の79パーセントから減り続けておりまして、令和4年度は38パーセントと先進国の中でも最も低い水準となっております。農業の脆弱化が危惧される状況となっております。

そのようなことを念頭に置きながら、質問要旨といたしまして、(ア)本町の農業の農家戸数、就業人口、後継者の推移はどうなっていますか。(イ)、(ア)に対しどのような課題があると思われますか、その課題に対し対策は考えていますか。(イ)につきましては、担い手の育成、後継者の確保についてを中心としてお答えください。(ウ)地域計画・目標地図の進捗状況はどうなっていますか。座談会ではどのような意見が多く出ましたか。(エ)農地取得の下限面積要件が撤廃されましたが、どのように運用されますか。(オ)条件不利地の農業、農家をサポートするような仕組みづくりは考えておられますか。以上、1問1答方式でお願いをいたします。よろしくお願いします。

○議長(米村 洋君) 清田一敏君の質問事項は、1項目です。

質問事項これからの農業について、(ア)答弁を求めます。

農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長(陳野国司君) 質問事項1、(ア)につきましてお答えいたします。本町の農家戸数、農業振興就業人口は、2020年農林業センサスの数字となりますが、販売農家数が563戸、販売農家の農業就業者数が1,394人となっております。前回2015年調査の658戸、1,621人と比較して減少しております。

また、農業就業者数の構成は、2015年調査で40歳未満比率が12.3パーセント、70歳以上比率が28.4パーセントであったのに対し、2020年調査では、それぞれ9.4パーセント、30.5パーセントという数字を示しており、青年層の減少と高齢化が見られます。

農業後継者につきましては、2015年調査までは、農業後継者の有無別農家数という調査項目があり、後継者がいる農家数の割合は33.9パーセントと、2010年調査から比較して7.3パーセントの減を示しておりました。

2020年調査では、5年以内の後継者の確保状況別経営体数という調査項目に見直しがされておりまして、確保していないという選択肢を選ばれた経営体を除く割合は28.0パーセントとなっております。

一概に判断はできませんけれども、後継者は減少傾向にあり、全国的にも同様の傾向が見られています。以上で（ア）についての答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 清田一敏君。

○7番（清田一敏君） 詳細な答弁をありがとうございました。

ただいまの答弁から、氷川町も他の自治体と同じように、農業就業者の数、また就業者の年齢構造から若い人たちは減少傾向、高齢化は進んでいるという現状が分かりました。（ア）につきましては、現況の把握でありますので、特に質問はありません。これで（ア）の質問を終わらせていただきます。

○議長（米村 洋君） 次に、（イ）の答弁を求めます。

農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） 議員がおっしゃいましたとおり、農業就業者数、また後継者の減少という現状から、担い手の育成、後継者の確保という問題は重要な課題であると捉えております。

新たに農業を始める方に対する支援としましては、要件はございますけれども、国の新規就農者育成総合対策事業としまして、認定研修機関において研修を受ける場合に支援される就農準備資金、農業経営を始めてから経営が安定するまでの3年間定額が交付される経営開始資金、就農後の経営発展のために、機械・施設等の導入に係る経費の一部を助成する経営発展事業などがございます。

新規就農にあたりましては、町としても、県やJA等の関係機関と連携し、新規就農者が抱える、経営・栽培技術、営農資金の確保、農地の確保の観点から、栽培技術や経営の確立に向けた指導、相談等のサポートを実施しております。

また、令和2年度からは、新規就農者を対象としまして、氷川町農業担い手塾を毎年開催しております。経営知識と技術を備えた農業者の育成を図っております。

農業経営の後継者対策としては、熊本農業経営継承支援センターなどの取組により、承継に関する相談や後継者へのマッチングなどの支援が行われております。

町といたしましても、今後も実情に応じたサポートを行っていきたいと思っております。以上です。

○議長（米村 洋君） 清田一敏君。

○7番（清田一敏君） 先ほど答弁頂きました、農業の現状から、今後、若い農業者は減少する一方で、高齢化に伴いまして、いずれは高齢農業者の中には、引退される人々も出てくると考えられます。

そういったことから、将来は少ない農業者で氷川町の農業を支えていかなければならない姿が想像されるわけでございまして、担い手や後継者の確保は重要な課題だと思っております。

それに対して、国や県からいろんな支援策を説明していただきましたが、年齢などの要件でそれらの要件を満たさない、例えば勤めなどを途中でやめて、農業を始められる人々などには、そういった国の制度では対象から漏れてしまう恐れがございます。

そういった人々に対しては、町独自の給付型支援策はできないものか、考えをお聞

かせください。

○議長（米村 洋君） 農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） 先ほど申し上げました、国の新規就農者育成総合対策事業につきましては、49歳以下という、年齢制限ございます。

熊本県では、農業者の減少、高齢化が進む中、新規就農者を確保するために、昨年、移住者に限定しまして、県内に就職、就農予定で就農時50代の独立自営就農を目指す方が、県内認定研修機関で研修を行う場合に支援を行う中高年就農支援事業、県内に就農する50代の認定新規就農者に対して、機械施設等の導入を支援する中高年就農初期投資支援事業を想定しており、町負担についても対応していく予定としております。

なお、この事業につきましては、今年度からは、その対象を親元就農を含めた県内での就農者にも拡充されております。

また、国におきましても、2024年度補正予算案におきまして、親元就農の支援につきまして、事業が挙げられてございます。

こちらにつきましても、注視していきたいと思っております。以上です。

○議長（米村 洋君） 清田一敏君。

○7番（清田一敏君） 農業はやりようによっては他産業に負けない収益を上げることも可能でございます。

農業をやりたい、始めたいと思う人が、氷川町で農業を始められるように、そしてまた人を呼び込み、1人でも2人でも、担い手を増やすような方策はぜひ必要と思われるので、今後ともいろんなアイデアを出しながら検討していただきますようお願いをいたします。これで（イ）質問を終わります。

○議長（米村 洋君） 次に、（ウ）の答弁を求めます。

農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） （ウ）につきまして、お答えいたします。地域計画は、令和5年4月の農業経営基盤強化促進法の一部改正により位置づけられたもので、地域農業の在り方の計画と、農業を担う者ごとに利用する農地を示した目標地図で構成される地域農業の設計となるものです。

令和7年3月が策定期限となっておりまして、本町でも、令和5年4月から取組を始めました。

農業関係者が参集して実施された協議の場の結果の取りまとめ等の手続を経て、現在、目標地図の素案作成を行っております。今年度末までに策定が完了する見込みです。

なお、協議の場では、将来の在り方として、団地化、担い手への集約化促進、高収益作物の導入による農業収益力の強化、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築等が挙げられています。以上で、（ウ）についての答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 清田一敏君。

○7番（清田一敏君） 今までの人・農地プランから中期計画目標地図に変わってまいりましたが、これを作成する目的は何でしょうか、お尋ねいたします。

○議長（米村 洋君） 農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） 農業者の減少は高齢化が急速に進む中で、将来の農地利用の在り方について具体的に検討する必要が出てきたためです。

今までの人・農地プランでは、農地利用の将来像までは求められておりませんでした。

農業経営基盤強化促進法が一部改正され、人・農地プランを法律に基づく地域計画に改称しまして、農地の集約化を含めた将来の農地の利用状況について、目標地図に示すこととしております。以上です。

○議長（米村 洋君） 清田一敏君。

○7番（清田一敏君） これは今までは担い手、いわゆる認定農業者でありますとか、農業法人でありますとか、そういった人たちに集中して、経営の規模拡大でありますとか団地化を推進するためになされてきたわけですが、今度の改正では、担う人というふうに表現が変わっておりまして、ほとんど農業を行う人、ほとんどが対象となるということでございますので、そういった点も踏まえて、ぜひすばらしい地域計画をつくっていただきたいと思います。

今回の目標地図の作成ということが一つうたわれておりますが、その中に農地の集約ということもうたわれております。

農地の中には非常に権利関係が絡む農地もございます、例えば、貸借する場合の利用権が設定されていたり、中には永小作地となっている農地もあるかと思えます。

今度の地図の作成に伴いまして、新たな受皿となる人を見つけることも必要となってくるわけですが、そういった利用権の設定がなされている農地と受皿となる農地が異なる場合には、どういった対応を考えておられますか、お尋ねいたします。

○議長（米村 洋君） 農地課長、坂梨俊弘君。

○農地課長（坂梨俊弘君） 現在、農業委員会で素案を作成しております目標地図につきましては、まずは現時点の農地の施策の状況、貸し借りの状況を反映したものとなりますので、この目標地図の策定をもって、異なる受皿の方の権利が新たに設定されるということではございません。

策定後の運用の中で、新たに受皿の方、担い手の方が発生した場合には、その時点の利用権の設定の終了を待って、新たに手続を進めていくこととなります。以上です。

○議長（米村 洋君） 清田一敏君。

○7番（清田一敏君） この計画は、いずれも10年後を見据えた作業となりますが、農業者の中には、まだ10年後のことは分からないとか、10年後はまだ考えていないというような声も聞かれますので、非常に困難に伴う作業かと思いますが、ぜひ頑張ってくださいまして、絵に描いた餅とならないようお願いをいたしたいと思えます。これで（ウ）の質問を終わります。

○議長（米村 洋君） 次の（エ）の答弁を求めます。

農地課長、坂梨俊弘君。

○農地課長（坂梨俊弘君） 質問事項1、（エ）についてお答えいたします。農地法第3条の規定に基づく農地の取得に関しましては、取得後に所有する農地の面積が50アール以上なければ取得できないという、下限面積要件がございましたが、令和5年4月1日の農地法の一部改正により廃止されました。

農地を取得する際のこの下限面積要件は廃止されましたが、必要となる他の3つの要件、農地の全てを効率的に利用する要件、農作業に常時従事する要件、地域との調和を保つ要件は残されており、農地の取得には、全ての要件を満たすことが条件となりますので、農業委員会においては許可を行う際に、これらの要件を適切に審査し処理を行っております。以上で、（エ）についての答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 清田一敏君。

○7番（清田一敏君） 下限面積の要件が撤廃されることにより、想定されるメリット、デメリットはどんなものがありますか。

○議長（米村 洋君） 農地課長、坂梨俊弘君。

○農地課長（坂梨俊弘君） 想定されるメリット、デメリットにつきましては、農業者の減少・高齢化が加速する中にあって、農地の利用を促進する観点等から経営や耕作面積の規模の大小にかかわらず、意欲を持って新規に農業に参入される方を取り込むことが期待されるということが、メリットではないかと考えております。

デメリットとしましては、耕作以外の目的で取得の申請をされることや、取得後の遊休農地化など想定されますが、現時点での問題はございません。以上です。

○議長（米村 洋君） 清田一敏君。

○7番（清田一敏君） 今まで新規参入をされる場合に、非常にハードル等になっていたものがまず務めをやめて、農業に参入するため、新たな仕事を探さなければならない、あるいは空家も、住むところを探さなければなりません。

それから、農機具の取得等に対する経費、そしてまた、農地の今まで5反以上というハードルがあったわけですが、そういったことが一つ撤廃されたわけでございますので、新規参入する人にとっては、ハードルが1段下がったかなというふうに思っております。

そしてまた、こういった耕作放棄地も散見されるわけでございますが、こういった人たちがあわよくばそういった耕作放棄地を購入して、耕作放棄地の解消に繋がり、また住まいが今の空家バンク等にも登録されておりますが、そういった空家を利用して住まわれるということになりますと、一石二鳥の効果も出てくるわけでございますので、そういった点がメリットかと思っております。

一応デメリットとして考えられますのが、今農業の大規模化を一方では推進している最中ですが、これが虫食い状態に農地が取得されますと、そういった点は阻害されるような農地の細分化にもつながってまいります。

そういったことで、メリット、デメリットあるわけでございますので、農業委員会あたりにおかれましても、そういった点も考慮頂きまして、許認可に当たっていただきたいと思います。

続きまして、こういった農地を一応取得いたしまして、本来の目的以外、差し当たって農地として利用されながら、いずれは悪い言葉で言えば不正利用、転売、宅地転用とか、そういったことに目的に取得される方も出てきはしないかなというふうな危惧が持っておりますが、そういった点に対しては、どのように対処されるつもりでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（米村 洋君） 農地課長、坂梨俊弘君。

○農地課長（坂梨俊弘君） 農業委員会におきましては、先ほどもお話しました農地法の第3条による農地の取得申請時に、取得後の具体的な耕作等の内容を確認するなども含めて、定められた要件全てについて適切に審査し、許可決定を行うことで不正利用を未然に防ぐこととしております。

また、取得後、許可決定後、農地パトロールなどを通じて取得後の利用についても確認を行っていき、その中で、違反転用等をしっかり見つけ出してですね、しっかりと対応していくようなこととなります。以上です。

○議長（米村 洋君） 清田一敏君。

○7番（清田一敏君） 農地は取得後の利用状況の確認が非常に大事だと思っております。

現在も、農業委員会あたりでは農地パトロールを実施されておりますが、その農地のパトロールもぜひ徹底して、こういった不正利用が発生しないように、徹底した監視をお願いしたいと思います。以上で、（エ）の質問を終わります。

○議長（米村 洋君） 次に（オ）の答弁を求めます。

農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） （オ）につきまして、お答えいたします。条件不利地域につきましては、本町で申しますと丘陵地や基盤整備の未実施区域、農地の状況により生産条件があまりよくない地域が考えられます。

そのような条件下で、これまでの各生産者または団体におかれましては、必要に応じ、国・県の事業等を活用して生産を続けられてきたところであり、町としても、相談・対応体制の整備や町補助金などにより支援を行っているところでございます。

今後も、状況の把握に努め、必要なものについては対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（米村 洋君） 清田一敏君。

○7番（清田一敏君） ここで、条件不利地という言葉を使わせていただきましたが、学術的には、山間の棚田でありますとか、勾配が何分の1以下の田畑が全耕地面積の何割を占めるかというような、そういった定義もあるようでございますが、ここでは氷川町の平野部に比べて生産効率が悪い、あるいは基盤整備が進んでいない、そういったこと指しているわけございまして、そういったことでご理解頂きたいと思います。

そういった条件の悪いところでは、大規模化を進めようと思ってもなかなか大規模化が進みません。そして、集落営農といった組織も難しい状況にあります。国の施策や支援策なども、大規模農家や集落営農や農業法人などにシフトされておまして、個別経営農家は対象にならない。

また、補助事業なども、利用したくてもなかなか利用できない、利用しづらいというような状況にありまして、国の農業政策の恩恵をほとんど感じることはできません。

そういった国の施策が行き届かない点をカバーしてもらっているのが、氷川町の農業元気づくり事業や、その他の補助事業であります。氷川町の農業も一律ではありません。

いろんな営農形態があり、多種多様なものがあるということを気に配っていただきまして、今後の政策に反映していただきたいと思います。

せっかくの機会ですので、最後に一つだけ提案なり要望をして終わりたいと思いますが、現在、丘陵地帯では、果樹が盛んに栽培をされておりますが、昨日の質疑にもありましたように、果樹の高温障害についてであります。

ご存じのように、今年の夏はかつてないような猛暑に見舞われた年でありました。

そして、今後もこのような傾向は続くという予報も出されています。

果樹につきましては、梨や柑橘類、柿、葡萄など、果実に日焼け化や果肉障害、また、夜の温度がなかなか下がらないことから、着色不良や糖度がなかなか上がらないなどの障害が出ております。

露地栽培だから手の打ちようがない、あるいは天気任せということになれば、安定生産は望めません。

その対策として、例えば、夏の盛りが来る前に収穫できる作物や品種の更新、そしてまた、耐暑性のある品種への更新、水が確保できる場所は冠水設備の設置、また高齢化に伴う栽培に使う必要な農具等への支援も一つの方策として、考えられるのではないかと考えております。

果樹を成功させる上で、ぜひ必要なものと思いますので、検討のほどよろしく願いいたしまして、提案とさせていただきます。これについての答弁は、必要ありません。

最後になりましたが、町長の考えを総括的にお聞かせ頂きたいと思います。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 質問ありがとうございます。農業についての、農業立地を標榜しております氷川町にとりましては、農業は大切な基幹産業でございますので、これまでもそうでございますし、これからもしっかり守っていかなければならないというふうに思っております。

国のほうでも基本法が改正をされまして、今個別のそれぞれの支援策が論じられていくところでございますけども、1番大切なのは、まずは農業の後継者がきちんと人がそこに残ること。

残れるような条件を整えることでございますし、その上で農地の利活用の話に持っていかなくちゃならないわけでございますけれども、ややもしますと、今国のほうでは農地を守る、その対策の方が優先されておりまして、農地を守っている農家の皆さん方の経営あるいは生活というのには少し目が向いていないのかなという思いがありまして、実は、先般ですね農水に要望に行きました時もそのことを少しお話をしてきました。大切な農地を守ることは大切でございますけども、まずはその農地を守る農家を守ってくださいという話をしたところでございまして、これからも、しっかりその目を向けていきたいなというふうに思っております。

その上で、年々、新規就農者は本町も減っておりますし、いわゆる農家戸数も減っております。

一時期ピークに比べますと、戸数で言いますと3分の1ぐらいになってるんだろうと思っておりますし、人口につきましてもそのくらいの数になっているというふうに思っております。減った農家あるいは農家の人口でこれまでの農地をどう守っていくのかということになりますと、同じような方法では当然その農地を守って活用することはできません、ということで、集落営農組織を今6法人つくっておりますけども、増やそうということで手がけてきたところではあります。

ただ、その法人も経営をしていかなくちゃなりませんので、法人経営ができるような、作物の作り方あるいは経営の仕方をやっていかなくちゃなりません。

そこで、今少し足踏み状態でございまして、これからそちらのほうにもしっかり手を向けていかなければならないかなと思っておりますし、先ほど議員がおっしゃいました個人の、個別の農家、それぞれ頑張っておられる農家につきましてもしっかりと、やはり応援する必要があるのかなというふうに思っております。

国の政策は、北海道から沖縄まで全てを通じた法律あるいは政策でありますので、我が町に必要な、氷川町に必要なものをやっぱり取捨選択しながらしっかりと活用してい

く必要があるのかなあというふうに思っております。

日本の人口は減っておりますけれども、世界の人口は伸び続けております。多分10億まで行くんでしょう。そうなりますと、食料を争う時代が必ずやってまいります。

今は自給率が先ほどおっしゃいましたとおり日本は38パーセント、あと62パーセントは海外から輸入に頼ってるわけございまして、輸入する作物が来なければ、もうお手挙げ状態でございます。

生活ができないわけでございますので、まさに国の食の安全保障という立場からも、これからもやっぱりこの農業については、しっかり国・県それから市町村連携をして、進めていきたいなというふうに思っておりますし、我が町の農業をいかにして守っていくかということも私たち自治体自身もしっかり考えて、国あるいは県に提案する必要があるのかなと思っております。

1番最後に少し提案という形で述べられました、私もそのことは、先般の八代地域の農業振興協議会とあります、県と市町で構成しておりますけれども、そちらでもその話をしました。

この異常気象は今後変わることはないでしょうと、ますます高温化、気温が上がっていくでしょうと、今までどおりの同様の作り方には当然作物はできませんと。

だけど、そのいわゆるこの気候に合ったつくり方もそれが対応できないのであれば、この気候に合った新しい作物を普及してくださいとさせてくださいというお願いもしたところでありますし、本町で言いますと、今、葡萄が年々増加しております。

清田議員もシャインマスカットをおつくりでございまして、これはよかったなと思っております。

道の駅ができましたもう20年になりますけれども、その当時新しい作物ということで、そういったいわゆる、葡萄、それからイクリといいますか、小さいのが季節でありますけれども、そういった苗木の補助を行って出荷協議会の皆さん方には、いわゆる作付を進めたことがありまして、今それが少しずつ増えてまいりまして、道の駅へのお荷も増えてきているということでございまして、おっしゃいましたとおり、気候に合ったつくり方、また気候に合った作物を、やっぱり新しくそろえていくことも今後の課題かなというふうに思っております。しっかり国県と連携をして、進めてまいりたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（米村 洋君） 清田一敏君。

○7番（清田一敏君） ありがとうございます。これで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（米村 洋君） 以上で、清田一敏君の一般質問を終わります。

ここで、5分間休憩いたします。

-----○-----
午後 1時33分
午後 1時40分
-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、西尾正剛君の発言を許します。

○2番（西尾正剛君） 皆さま、こんにちは。

2番議員、西尾正剛でございます。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

初めに、民生児童委員の成り手不足を解消するための町対応について、お尋ねいたします。

まずは、民生児童委員の皆さまには、常日頃から担当地区の高齢者や障害者、独り親世帯を訪問し、その相談を受け、町や社会福祉協議会などの関係機関と連携して、必要な支援に結びつけ、地域にとって身近な相談役として頑張っていることに深く敬意を表し、感謝申し上げる次第です。

私の地元地区では、世帯数が多いことから、民生児童委員は2名ですが、1名は、2人の区長のうち1名が兼務し、1人ももう1人の区長が兼務しておりましたが、体調を壊したため、以前、民生児童委員をお引受け頂いた方に、カムバックしていただき続けていただいている状況にあります。

さて、来年には民生児童委員の任期が終了いたします。

そのため、来春頃からは、各地区で候補者選任のために、関係者の動きが出始めるかと思えます。

私自身もかつて、区の役員選考委員会のメンバーの立場で幾晩も民生児童委員の選任をお願いに戸別訪問をした経験がありますが、なかなか簡単にお引受け頂ける方がおられずに、大変難儀をいたしました。

全国的には欠員が生じている自治体もあるようですが、そういうわけにはいかないだろうと、区長自らが民生児童委員を兼務しておられる地区もあろうかと思えます。

今後は、高齢者単身世帯も増加していきますし、地域のつながりは希薄化するなど、一層課題が深刻化し、民生児童委員の負担感が増大していくのではないかと思いますし、働くシニア層が増加しているため、成り手不足に拍車をかける現状ではないかと危惧いたします。

そこで、この質問の要旨としまして、（ア）成り手不足を解消するために、民生委員法の改正を厚生労働省で検討がされているが、どのような内容でどう進捗しているか。

（イ）現在38名の民生児童委員の年齢、在任期間の平均及び主な活動内容について。

（ウ）災害時における消防団、区民生児童委員の連携はとれているか。（エ）来年末に任期を迎える、氷川町民生児童委員は順調に充足する見通しか。また、民生児童委員選任に町はどのように関わっているか。（オ）民生児童委員活動の負担軽減のための、活動支援策と手当を行政で対応できないか。

民生児童委員の成り手不足を解消するために、行政側で、処遇改善と負担軽減ができないものかという内容の一般質問でございます。

次に、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンの区域内の災害対策についてお尋ねいたします。

なお、この質問を行うに当たっては、レッドゾーンのエリア内の世帯の皆さまに対しまして、危機感をあおり立てるものでは決してありませんが、皆さまご記憶のとおり、広島県で以前土砂災害により100名以上の方が亡くなりました。

近年の異常気象により、当時罹災者からは、何十年もここに住んでいるが、こんな大雨は初めてだったという報道があっていました。

昨今の気象条件から、氷川町のレッドゾーンのエリア内にお住まいの方は、改めて十

分に認識を持っていただき、早めに対応していただくことが肝要かと思います。

令和3年3月に氷川町防災マップが全世帯に配布されましたが、その地図上段に凡例が記載されていまして、特別警戒区域の土石流と特別警戒区域の急傾斜地の崩壊とあり、赤の斜め線と赤の点々でエリアが示されています。また、警戒区域であるイエローゾーンも記されています。

そこで、氷川町内で、（ア）レッドゾーンに指定された町内施設数と戸数はおおよそ何か所か。（イ）区域内住民への周知と災害対策は行われているか。（ウ）熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業に、町もタイアップした支援ができないか。

この3つの要旨でご質問をしたいと思います。以上、2点についてご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君の質問事項が、2項目ありますので1項目ずつ行います。

質問事項1、民生児童委員の成り手不足を解消するための町の対応について、（ア）から（ウ）までの答弁を求めます。

福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎 徹君） 質問事項1の（ア）から（ウ）まで、福祉課から一括してお答えいたします。

（ア）についてお答えいたします。地域福祉活動の担い手不足は全国的な問題となっております。

地域福祉を支える民生委員の担い手不足を解消するため、厚生労働省は、担当する市町村に居住する人という選任要件から、通勤で訪れる人などまで、選任要件を緩和する方針を掲げ、有識者検討会等で協議なされましたが、夜間など緊急時の対応が困難と判断されて、次期通常国会での民生委員法改正案の提出は行わないと認識しております。

次に、（イ）についてお答えいたします。先月11月時点の本町民生委員は、最年少が61歳、最年長が82歳で、平均年齢は71歳となっており、在任期間の平均は3年3カ月でございます。

主な活動といたしまして、担当地区の独居高齢者世帯への声かけや安否確認などの見守り訪問、学校の登下校時の見守り活動、CS活動などの学校行事への参加、日常生活に関する相談など、また、要援護者の実態把握、自主的な地域福祉活動など、多岐にわたり、地域に密着した幅広い活動を行っていただいております。

本町民生委員児童委員協議会では、これまでの活動が高く評価され、今年10月に熊本犯罪が起きにくいまちづくり活動功労団体として表彰を受けております。

次に、（ウ）についてお答えいたします。氷川町災害時要援護者支援計画に基づき、地区の消防団及び自主防災組織等との情報伝達経路の整備はもとより、地区内の独居高齢者のみの世帯等への訪問時に、災害時要援護者台帳への登録のご案内や、避難支援計画の申請書作成のお手伝いを頂いております。

また、避難行動要支援者名簿を民生委員さん、区長さんに送付しておりますので、地区防災計画の見直し等日頃から地区内の対象者の把握などを頂いております。これで、福祉課からの答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） この（ア）のところで私がご質問申し上げたのは、以前NHK

の放送で、民生委員法の改正に向けた検討ということで、これが報道されておりました。

この報道の中では、今年度中には結論を出すという内容だったんですけども、今の尾崎課長の話では、通勤とか夜間勤務とかということで今度の国会には提案しないという方針ということなんですけれども、この改正案については非常に興味を持っていました。

それは、成り手不足を解消するための、民生委員法の改正になるものかなというふうに思ってたんですが、結果としては、どういう方向になるかなと自分で考えていたのは、とにかくフォローするような形で、地区をまたがったような選び方とか、OBの人たちにフォローしていただくとか、そういった改正案としても実効性としては、どうだろう、薄い案ななりはしないかというふうに思っていました。

残念ながら、今課長のお話では、有識者検討会ではもう議論百出過ぎて途中で頓挫したということですよね。これちょっと調べてきたんですが、これも、マスコミ報道です。これも、担い手不足ということで、昨年、これもここの役場に通知が、アンケート調査が来たと思いますけども、国の予算で、各自治体にアンケート調査が実施されているようです。

調査では民生委員を選ぶ際に課題となっていることがあるかという、このアンケート調査に対して、5つありまして、まず一つが、地域が高齢化して、適任者を探しにくい、2、役割・業務内容が負担になる、3番目が、業務量が多くて負担である、4番目が、時間的余裕がない人が多い、5番目が、高齢者の就労率が高くなって適任者を探しにくいというのが、アンケートの結果です。

こういった背景には、全国で民生委員の充足率というのが94.5パーセント、都市圏ではもっと低い充足率のようです。

この民生委員制度というのは、今年で107年を迎える制度みたいですけども、なかなか法改正自体がすぐには無理なんでしょうけども、ここで唐突なんですけども、この民生委員の選出について、町内で公募制度をつくって、福祉活動に積極的で熱意ある方の応援をお願いするというやり方を考えてみたらどうでしょうかというのを、その検討をお願いしたいと思うんですが、こういった公募制度というのはどうでしょう。いかがでしょうか。課長。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎 徹君） 本来ですね、区民の方を1番把握していらっしゃいます区長さんから、推薦していただくのが1番かと思われますが、推薦がいただけない地区におかれましては公募も選択の一つかなと思います。

しかしながら、選定要件等がありまして、責任感が強いとか、地域の心情、どうなんですかね、人望が厚いとか、人格識見が高いとかいろいろ選定要件がありますので、自薦を行うよりも、他薦での推薦をしていただいたほうがですね、適切かなということだと思います。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） （ア）ところでは、実質的に国会に提出するという案がポシャったということでございますので、（イ）のところよろしいですか。

今、課長の説明で民生児童委員の年齢、最年少が61歳、最年長82歳という説明がございました。平均年齢が71歳ということだったんですが、在任期間が平均が3年3

カ月おっしゃったのですかね、という話だったんですが、もっと年数が多い方がいらっしゃるかなと思っていたところ、意外と任期が3年ですから、私が考えていたよりも、経験年数、在任期間というのは短いようなんですけれども、これに関してなんです、このところでお聞かせ頂きたいのは、その活動内容なんですよ、今アンケート調査の話をしましたけども、民生委員の活動内容についてお尋ねしたいんですが1人当たりどのくらいの受持ち世帯ということになりますか。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎 徹君） 地区によって異なりますが、約1人当たり10件前後かと理解しております。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） もう一つ、お尋ねしたいんですが、この10件程度の受持ちで1人当たりの訪問面談時間とかというのは、どのくらいぐらいになりますか。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎 徹君） 見守り・声かけの時であれば10分から30分程度かと思えます。相談内容に応じまして30分から1時間程度、時間を要する時もあるのかなと思います。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 私も福祉面で経験したことが、職員時代もないものですから、よく仕事内容もよく分からないんですが、この民生委員さんが訪問する対象者、これはこういった形で訪問は始まりますか。

役場のほうに相談があったり社協のほうに相談があったりして、それを民生委員さんに伝えて、訪問活動というのがスタートするわけですか。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎 徹君） 訪問する基準等はありませんが、1人の独居高齢者世帯とか、高齢者の方の世帯、子どもの悩み事とかですね、障害に関する相談事とかの世帯のところに行っていて、相談を受けられていらっしゃいます。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 早速来年の11月頃には、任期満了が11月末ですかね。12月新人の民生委員というのが、厚生労働大臣から委嘱されて、非常勤の地方公務員として、無報酬ボランティアとして活動されるということなんですが、研修会とか情報交換会とか、そういった新人の人たちに対する研修というのはこういった形でされるんでしょうね。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎 徹君） 毎月民生委員さん、児童委員の皆さま全員で定例会を開催されております。その中で情報交換会を行ったり、情報共有ですね、行っていていらっしゃいます。それと、月1回定例会に合わせて研修会を実施していらっしゃっております。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） この項目の（イ）のところ終わりました、（ウ）のところで、再質問でよろしいですか。

先ほど説明のところで、災害時における消防団、区、民生児童委員の連携のところで

説明頂きましたが、各地区には自主防災組織があるわけなんです、そこを消防団とか地区とかと情報伝達がされていると思いますが、先ほどお話があった、災害時の要援護者台帳、これへの登録の案内とか、あと避難支援計画とか今おっしゃったんですが、これは登録者数というのは大体何名ぐらいで、対象者のうちの何割ぐらいが、そういった台帳に登録されておりますか。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎 徹君） 要支援者名簿の対象者は、70、65才以上ちょっと年齢はちょっとあれですが、今現在530名の登録がっております。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 今の説明でちょっと分からなかったのが、災害時の要援護者台帳と避難行動支援者名簿これの違いはどういった内容になりますか。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎 徹君） 要支援者台帳のほうはですね、いろいろ登録情報を集計したものです。

あと、台帳に関しましては、いろいろ個人個人の登録、同意を頂いた方の住所、氏名ですね、協力される方々の名前と病歴とか、その対象者の方々の情報が入っている台帳といいますか、申請書類のことです。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 今、尾崎課長の話で、本人申出申請で台帳が作成されるということで、これ何年か前に、町の個人情報保護条例が改正された時だったかと思いますが、民生委員さんが担当課に高齢者の人の名簿を見せてもらえないか、災害時の時の名簿を見せてもらえないかという、もう改正前の話なんです、見せてもらえなかったという話がありました。

改正後は、見せてもらえるようになりましたというふうに理解してたんですけども、2年ぐらい前だったですかね、改正があったと思いますが、現段階では本人申出によって作成された、そういった支援者名簿、これはオープンになっているわけですかね、申し出れば開示してもらえるとということですか。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎 徹君） 公開する対象者が区長、消防団、民生委員、消防警察と自主防災組織等々となっております。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 本人の申出がない、申請された台帳は、オープンにはできないわけですね。

○議長（米村 洋君） 分からなかったら、後で調べて。後でいいですか。

西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） このところの質問というのはとにかく、必要とされる、避難を目的とした方たちが、その情報を区、消防団、自主防災組織とか、民生児童委員の人たちに、連携を持ってもらってですね、積極的にそういった対応ができるような、体制を整えておくというのが必要だと思いますので、先ほど、災害時の要援護者台帳、これが530人ということでしたので、積極的に、本人の申請を受けて、台帳が作成されるというのを、担当課のほうでは頑張ってもらいたいと思います。

(ア)、(イ)、(ウ) これで、結構でございます。

○議長(米村 洋君) 次に、(エ)、(オ)の答弁を求めます。

福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長(尾崎 徹君) ご質問の(エ)、(オ)について福祉課から一括してお答えいたします。現任の民生委員・児童委員、任期は令和7年11月30日に任期満了を迎えます。新しい民生委員・児童委員には、令和7年12月1日付で厚生労働大臣から委嘱されますので、来年5月には再任・交代を含めて、各区長様へ次期候補者の推薦を依頼する予定でございます。

地区からの次期候補者の推薦をもとに、7月に民生委員推薦会の委員を選任し、8月に民生委員推薦会を開催、8月末までに県へ推薦書類を提出する運びとなっております。

各地区での次期候補者の選任には、先ほどもありましたが、相当の期間を要することが予想されますので、次期候補者の推薦が円滑に進むよう、各地区年初めの地区総会などの機会にご協議頂けるよう、今年12月の区長会議の際に、民生委員の推薦について説明を行い、お願いする予定としております。

併せて、現任の委員さんにも可能な限り、引き続きお受け頂くように協力を仰いでおります。

次に、(オ)についてお答えいたします。民生委員・児童委員は、民生委員法第10条により給与報酬の支給はなく、ボランティアとして活動頂いております。

ただし、活動に必要な電話代や交通費などの一部として、県より個人へ年間6万2000円が活動費として支給されております。

これとは別に、氷川町民生委員・児童委員協議会から、各委員に、活動費1人当たり3万6,000円と、会議活動費1回当たり1,100円が支給されていますので、町から民生委員児童委員協議会へ町費補助金として金銭的な支援を行っているところです。これで、福祉課からの答弁を終わります。

○議長(米村 洋君) 西尾正剛君。

○2番(西尾正剛君) 今のお答えの内容は、答弁の内容といたしましては、12月1日に、厚労大臣から委嘱状が發布されるということで、今月の区長会で推薦をする旨の説明もされるということです。

冒頭、壇上で質問した内容として、このところでもですね、早速年が明けたら、どの地区でも、ほかの地区役員とあわせて、民生委員の推薦者というの、選考されると思います。

これも、なかなか成り手がないということでうちの地区でも、先ほど言いましたように、過去戸別訪問したんですけども、結局はうちの地区では、私たち4、5人ぐらいで回ったんですが、受けてもらえずに、最後になってですね、これはまだそのセリフは記憶してるんですけども、もうこがん決まらんならば、おげんかかあにちょっと相談してみようということで、奥さんに受けてもらいました。

その時、もう1人の区長さんから電話かかってきてですね。

おい、西尾君よかったぞと、受けてもらえる人のおんなったて、もう皆さんでその後喜んでですね、その選考委員会は、終わったわけなんです、ほかの地区のことはよく分かりませんが、なかなか選考が難しいということなんです、もしなかなか決まらなかったといった時には、役場の対応というのはどうなりますか、担当課長とかが動

くということになりますか。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎 徹君） そうですね、町では全地区の住民さんの情報はちょっと把握しておりませんので、取りあえず区長さんと現任の民生委員さんからある程度の候補者の方を選定していただきまして、町の私たちも一緒に同行いたしまして、業務内容や活動内容、民生委員さんの業務内容等をご説明して協力をあおいでおります。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） それに併せてなんですが、もし欠員が出た場合の話なんですけどもですね、これ民生委員法の13条というところにですね、その市町村の区域内において担当の区域または事項を定めてその職務を行うものとする、という記載があります。この前段としてはですね、民生委員法の第10条にですね、民生委員には給与を支給しないものとし、その任期は3年とするということで、今、課長のほうから話がありましたように、実費弁償という形と、活動費名目で、県から6万400円だったのですかね、200円だったのですか、のお金も支払われていることということなんですが、10条にこういった給与を支給しない。

ここの13条のところにですね、区域内において担当の区域または事項を定めてその職務を行うものとする欠員が出た場合は、担当跨るというような、やむを得ず担当をまたがるというようなこともあり得ますか。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎 徹君） 欠員が出ました時は、隣の担当地区の民生委員さんとか、会長さん初め役員さんたちにご協力頂いて、その地区は、次の委員さんが見つかるまではご協力頂いているところです。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） それでは、（オ）のところで再質問したいと思いますが、このところでは、この活動支援策と手当で、行政で対応できないかというところの項目なんですけど、実はですね、新聞に上天草市のことが載っておりまして、上天草市、生活支援介護予防サポーターっていう制度があるみたいです。

このサポーターは、支援が必要な高齢者に代わって、家庭のごみ出しをしたり時には話し合ったりするっていう役目みたいです。

このサポーターの方の紹介が新聞に載っていたんですけども、このうちの地区の民生委員さんの話ではですね、高齢者から、ストーブに油を入れてもらえませんかと依頼されたことがあったみたいです。

なかなか地元のことで断ることができずに、1回は手伝ったということでした。これはもちろん、民生委員の方がそこまでお手伝いしなくてもよいという事例なんだろうが、結構細々とした、要望が民生委員には寄せられているのではないかというふうに思うわけです。ですから、独居老人の方とか困り事、そういった相談事がですね、民生の方に集中しているのであれば、このサポーター役として、こういった制度っていうのが、制度化されたならば、民生委員さんの負担軽減に、つながるのではないかっていうふうに思うわけなんですけど、その辺いかがでしょう。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎 徹君） 民生委員さんにかわるっていいですか、社会福祉協議会の

ほうで福祉推進員っていうのが全地区に配置されて、委嘱されています。

そちらの福祉推進員さんも、高齢者の方の見守り活動、見守りとかですね、一緒にされていらっしゃるし、また老人会のほうでシルバーヘルパーっていう事業もやっていらっしゃるし、またそちらの活動でも少しは民生委員さんの負担軽減になるのかなというところでございます。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 福祉推進員さんとか、こういった、シルバー使ったりそういったのは、民生委員さんほうから、そういった周知とかは、対象者の人たちには周知されているのでしょうか。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎 徹君） 周知等に関しましては、民生委員さんからも地区にあってはなさっているかと思いますが、全民生委員さんが周知しているかどうかというまでは、ちょっと把握していません。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） それでは、こういった制度があるということで、民生委員さんのほうからでもですね、周知していただいて、何とか民生委員さんの負担軽減に繋がればいいかなというふうに思いますので、ぜひそのほうはよろしくお願いしたいと思います。

この最後のところで、今、何とか支援体制でできたら民生委員さんたちの負担軽減につながるかなというふうに思ったんですが、もう一つがこの最後のところでは、先日課長補佐から、氷川町民生委員・児童委員協議会総会の資料を頂きました。

この資料の中にですね、決算書もありまして、ここの決算書の中で見るのが、まず民生委員さんたちは、会費を払ってるんですよね、一月3,000円。1月3,000円払って、支出のところで見えますのは、地域活動費として、1人当たり3,000円の12月分という支出がされております。

先ほど言いましたように、民生委員法の第10条に、給与は支給しないというふうになっておりますので、ほかの自治体はどうだろうか、ちょっと調べてみましたところ、ほかの自治体もですね、ある市では10何万かの、活動費という名目で出てたところがあったんですが、ほとんど給与を支給しないという規定がありますので、活動費としても、支出が余りなされておられません、県から個人口座に6万200円ですかね、が口座に振り込まれるとしても、この一月当たりの3,000円というのは、ちょっと厳しい金額かなというふうに思います。

これは、町長に、この辺の話もちょっと聞きたいと思うんですけども、この費用、これ無報酬で活躍されている民生委員の人たちですから、ちょっとこれは失礼な話かもしれませんが、少し世帯当たり幾らっていうような金額を出して、訪問回数に合わせた活動費とか、そういったもので、財源が伴いますので、町長の見解を聞きたいんですけども、そういった支援とかというのはいかがでしょうか。お願いします町長。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 民生児童委員の、成り手が少ないというところからのいろんなご質問かなと思っておりますし、もともと先ほど法の話もされました。

まさに民生児童委員というのは、無償のボランティアの皆さま方でありまして、それ

が基本でございます。

それができる人が民生児童委員になっていただかなくちゃなりません。

あんまり昔の話をしたらもう通じませんけども、私が福祉におりました時、いわゆる民生児童委員の推薦委員会とかありますね。

今までもあるんですよ推薦委員会。20人程度の推薦委員会がありますけども、そちらの皆さま方が、それぞれの地域でこの人はですね、民生委員にふさわしいという方を、その方々が探してお願いをして、そして推薦をしていただいております。

そういった事例がずっと続いてきました。いつのころからかですね、地区推薦という形に変わりました。

そのほうがより身近な方が分かりやすいだろうということもあったんだろうと思っておりますけども、それがいつの間にか、一つの区の役員のいわゆる輪番制のような形に位置づけされてきているのかなあと少し心配をいたしております。

ですから、区の役員の一つに、区長云々、民生委員があるのかなと。それとは全然別物ですよ。民生児童委員というのは、大臣直の委嘱でございますから、私どもよりも、高いところからの委嘱でございます。

それだけ権威のある仕事でございますので、まずそのことをそれぞれ、民生児童委員の皆さん方もご理解を頂かなければなりません。

先ほど、手挙げ方式かどうかという話がありましたけれども、まさにその地区で手を挙げていただいてやっていただければいいわけございまして、わざわざ誰かがお願いに行かんでもですね、ただそこには今至っていない。

その状況をどう打開していくのかという話でございましょうけども、給料払ったり、あるいは活動費を2倍3倍に上げたら成り手があるのか。いかが思われますか。そういう問題じゃありませんよね。

じゃ、今の民生児童委員さんの方のお仕事が、どの程度の事務量があって仕事があるのかというのを、まずその後ですね、仕事の内容量をきちんと把握をしなくちゃならないと思っております。多分誰もそれを掴んでないんでしょう。月々の活動の月報が上がってくるならばそれをどうぞデータ化してください。

1年間に、毎月定例会ありますから、12回の会議はあります、それ以外に別の会議があります、町の大会にこれだけの人が行かななりません、あとは、それを地区で10名、先ほど、平均10名の皆さん方のいわゆる月に1回の訪問があります。

それがトータルして、どのくらいの量、仕事量になるのか、それを担える人が本当に地元にいるのかというところから、やはり整理をしませんと、ただ単に報酬を上げたり、活動費を上げたいという話ではないのかなと思っております、それこそ以前は保育所の入所の意見書を、民生児童委員の皆さん方が作っていらっしゃいました時代がありません、数十年前までは。もうその仕事はなくなりました。

1人に何十世代の子どもの状況、世帯を調べて、そしてこの子は保育が欠けてるから保育園へという時代もありました。

それに比べて、今の仕事量がどのくらいなのかというのは、どうぞぜひ担当課のほうで、それをきちんとデータ化をして、それをもって、それぞれの地区の皆さん方にも理解していかなくちゃなりません。

なんさ民生委員は忙しゅうして暇んなっけなぞ、という話ならば誰も受け手はない。

ただこれだけのものをこれだけやってください、できますか、というお話から持って行きませんか、なかなかそれを受けていただける方も少ないのかなと思っておりまして、その辺りの整理は担当課のほうにまずはさせていただいて、それぞれの仕事はどれだけのものがあるのか、その責任感もありますから、こればかりは分かりません。

目に見えないところでございますけども、そういったものを受けていただける方をしっかり発掘して、お願いをしていくということとプラス、最後にございました活動費等々につきましては、全県内の自治体の数字が出ておりますので、その中で、どの程度のものが必要なかというのはやはり、また、更に検討していきたいなというふうに思っております。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 来年12月には改選されるということになりますので、民生委員の皆さまは、支援活動はますます増えていく一方というふうに思います。

ここは行政のみならず、私たち地区住民も一体となって、民生委員を支援するのが肝要かなというふうに思います。この項目は以上です。

○議長（米村 洋君） 次に、質問事項2、土砂災害特別警戒地域指定等区域内の災害対策について、（ア）から（ウ）まで一括答弁を求めます。

総務課長、増永光幸君。

○総務課長（増永光幸君） 質問の要旨、（ア）から（ウ）について一括してお答えいたします。

まず、（ア）についてお答えいたします。土砂災害警戒区域等における、土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる土砂災害防止法に基づき、熊本県が調査し指定した土砂災害警戒区域のうち、建物に損害が生じ住民に著しい危害が生じる恐れがある区域を、土砂災害特別警戒区域、通称をレッドゾーンと言っております。

その区域に位置する戸数は、氷川町において89戸で、施設建物は152戸となっております。

続きまして、（イ）についてお答えいたします。該当する区域内の住民の方々には、熊本県が個別に通知し、周知いたします。

また、災害対策としましては、レッドゾーンに居住する方の安全な地域への移転を促進する熊本県の補助制度である、熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業があり、要件を満たせば、一戸当たり上限300万円の補助金が交付されます。

また、町においては、氷川町地域防災計画に基づいて、毎年更新する、地区防災計画の地区別防災マップを活用した自主防災組織内での警戒区域の情報共有を図っているとともに、土砂災害に限らず、防災無線、ホームページ等を活用し、災害に対しての適切な情報提供、発信に取り組んでいます。

続きまして、（ウ）についてお答えいたします。熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業とタイアップ、町独自の上乗せ補助になるかと思いますが、上乗せ補助の導入については、県が設ける上限額300万円を含め、持続可能な財源の確保などさまざまな観点からの検討が必要と思われます。これで、質問事項2についての答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 今該当する戸数は89戸。89ですね。152戸、建物はですね、ということよろしいですかね。これは、施設というのは入っていないわけですね。

○議長（米村 洋君） 総務課長、増永光幸君。

○総務課長（増永光幸君） 捉え方としては、施設建物全て含むというふうに認識しております。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） これは県が指定しているわけですから、89戸については、お宅はレッドゾーンのエリア内に入ってますよという通知は県から出てるんですかね。

○議長（米村 洋君） 総務課長、増永光幸君。

○総務課長（増永光幸君） 熊本県のほうから通知、それと災害に対する対応等も含めたところでの周知パンフレットが配られております。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） この通知というのは、内容をご覧になってますか。

○議長（米村 洋君） 総務課長、増永光幸君。

○総務課長（増永光幸君） 資料として持ちしか持っておりませんが、カラー刷りのプリントがございまして、まず、土地については、住まれる方、表現としてはあなたの住まれているところは、非常に土砂災害が発生しやすい土地に住まれていますということでの具体的な表現、それと、災害に関する、常に命を守るための行動に気をつけてくださいというような周知文が入っております。

併せて先ほど申しました、土砂災害危険住宅移転促進事業に関する補助金のチラシのほうも入っております。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 実は、この防災マップが全世帯に配られております。

この中に、先ほど壇上で質問しました内容で、特別警戒区域とレッドゾーンとイエローゾーンのところが、ずっと記されてます。

この中で具体的に話をしますと、立神とかが1番分かりやすいんですが、この中で調査区域というのがあります。

これは、令和3年の3月に全世帯配布されておりますので、もうこの基礎調査は県がやると思うんですが、この内容について実施中なのか、実施済みなのか、実施終了したならば、このエリアの人たちへの周知とか、こういった内容でされてるか、お聞かせください。

○議長（米村 洋君） 総務課長、増永光幸君。

○総務課長（増永光幸君） 調査のほうは既に終了しております。防災マップにつきましては、調査前の情報という形になりますので、そのあとに既に県のほうは調査を終了しております。

なお、こちらにつきましては、また該当する地区に同様の、熊本県から同様の通知が送られて、注意喚起、それとそれぞれの制度の周知関係も行われております。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） これが、先ほど課長も言いましたけれども、防災、土砂災害防止対策推進法という法律がありまして、これは、もう調査が終わったならば県から市町村長へ通知するとともに、公表しなければならないというふうにさせられております。

これは、このイエローゾーンレッドゾーンもそうなんですけども、平面図に、これ自治体で異なるかもしれませんがという記載がありますが、平面図に記載されるというこ

とになってます。

これは推進法の第4条の第2項と、施行規則の1条というところに記載がありますが、もう調査が終わっているんでしたら、この公表とか、その時期とかというのはいつ頃になる予定ですか。

○議長（米村 洋君） 総務課長、増永光幸君。

○総務課長（増永光幸君） 既に調査のほうは終わっておりまして、あとはこちら情報の共有というところで、毎年更新しております地区の防災計画、自主防災計画のほうに反映させて、周知共有していく予定にいたしております。

なお、こちらの防災、議員がお持ちの総合防災マップにつきましては、新年度中に新たに災害に関する指定項目がございます。

先に三浦議員との一般質問にございました、津波の新たな情報がございますので、そちらを反映させたところのマップを作成する予定にいたしております。

まだまだこちらについては、検討が必要ですので、最終的には地区の防災計画のほうには毎年更新しながらも、総合防災マップにつきましては、平成8年度に国の制度を防災安全交付金等活用して、新たに改定したいと考えておるところです。答弁は以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 令和ですね。令和8年で、これは多分、国からとか県からとか補助金があるんでしょうね。

○議長（米村 洋君） 総務課長、増永光幸君。

○総務課長（増永光幸君） 先ほど答弁にも述べさせていただきましたが、国の防災安全交付金等補助金を活用して作成できればと考えているところです。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） もうこれ肝心な話なんですけど、調査が終わったところ、もうこの調査区間というのはずっと破線があって、結構広い面積になってるんですが、調査が終わったら世帯数とかというのは、さっき89というのを聞きましたが、何割ぐらい増えた格好になりますか、調べてますか。

○議長（米村 洋君） 総務課長、増永光幸君。

○総務課長（増永光幸君） 割合といいますか、当初その地図に載っていた世帯数が87戸、棟数でいきますと149棟。

それから、世帯が89世帯に増えておりますので2世帯増と、それと棟数でいきますと3棟が増加しておりますので、お答えいたしました152棟になっているところです。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 実はこれ、私も総務課に行ってこの資料をもらったことがあるんですが、各イエローゾーン、レッドゾーンでこういった方、これよその自治体の資料なんですけど、こういった形でレッドゾーン・イエローゾーンが土砂災害のエリアに入っているということで、総務課の窓口に行けばこれはフリーに見られることになるんでしょうね、新たに作り直したやつとかもですね、この調査が終わったということで、ほかの県では説明会をやっているんですが、熊本県とか町ではその予定はありますか。

○議長（米村 洋君） 総務課長、増永光幸君。

○総務課長（増永光幸君） 町のほうでは説明会は予定しておりません。

把握はしておりませんが、熊本県でも説明会はやっていないかと思います。周知で終えているという状況ではないかと思っております。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） ここは説明を開くかというのが、ちょっとお隣の長崎県では、この住民説明会を実施したところ、調査が終わってから、住民説明会の席上では、うちはレッドゾーンの中には入れてほしくないと、土地の評価が落ちてしまい、省いてほしいと、そういった意見も出たそうですですから、説明会するといろんな対応がまた難しくなるなというふうに思っていました。

今度は89戸になったところで、お尋ねしたいんですが、これは周知の話なんですが、気象庁からこういった伝達が来た時に、特に危ないわけですから、早く避難場へ避難してください、そういった防災無線とかっていうのは流れてませんよね、その辺はどうでしょう。

○議長（米村 洋君） 総務課長、増永光幸君。

○総務課長（増永光幸君） 町から特別その地域に対して、周知・提供等を出しているわけではございません。

常に町民全員の全ての方に、早めの避難を呼びかけている、周知を行っているところです。答弁は以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） このところでもう一つお伺いしたかったのが、県道とか、そういった災害が起きそうなところには、土羽張ってっていうような工事やるんですが、ここは、町でそういった公共工事を崩壊対策の工事とかというのは、これまでやってきたことはないと思うんですけども、その点はどうでしょうか、そういったのをやる時には採択基準とかは関わってくると思うんですけども、そういった災害対策の工事とかというのはございますか、氷川町ではないですね、そういった事例とかあるんでしょうか。

○議長（米村 洋君） 総務課長、増永光幸君。

○総務課長（増永光幸君） 災害基準等については、申し訳ございません、総務課のほうで申し上げる今材料を持ちませんが、これまでそのような対応をしたことはないというふうに確認いたしております。答弁以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） あと財源的な話にもなりますので、町長の見解とかもお伺いしたいんですが、先ほど話が出ました、このレッドゾーン等からの安全な地域の移転を支援します、これが89世帯に多分配られていると思うんですが、これに関して、問合せとか、建設下水道課長とか総務課とかにありましたか。

○議長（米村 洋君） 総務課長、増永光君。

○総務課長（増永光幸君） 今年で2件あったと認識しております。

その問合せにつきましては、県の補助金があるという旨で説明してご理解頂いて、その後お問合せ等の電話は頂いておりません。答弁は以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） これでいけば300万、最高300万です。

こういったレッドゾーンのエリアですから、経費とかも結構上がって、ここの補助内

容としては、主な要件としては、今住んでいるところを解体撤去しなければなりません、ですから、今こういった解体撤去だけで、このくらいぐらゐの費用がかかるものですから、なかなか踏ん切りがつかないと、私も1回相談を受けたことがあったんですが、東陽の方でこの通知が来ました、レッドゾーンということで引っ越したいんですが、こういった事業で300万ですがなかなか厳しいとこういったことがあったんですが、この辺のところで、タイアップして対応するとかというのは町長どうでしょうか。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） まず、その300万という補助金の根拠は何なのかというのは、精査する必要があるのかなと思っておりまして、それで十分とは多分思えませんし、個人の財産を移転させるわけですから、どちらが優先があるのかと、指定をされたから、危ないからなおってくださいというところで、300万の補助をするということでございます。

それに、町からまた上乘せ補助をすべきかどうかというのは、しっかり判断する必要があるのかなと思っておりますし、もっと言えばそういった指定をした、国・県で指定されたならば、そちらのほうで十分な手当てをしていただくのが1番肝心かなというふうに思っております。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） こういったレッドゾーンにお住まいの方とかっていうのは、すぐ裏山になってまして、裏山が最近あんまり管理されておらずで、これはもう通告外だったんですけれども、町のほうで、氷川町森林整備計画というのが、10年間のうち、5年ローテーションでやるような整備が計画されております。

ここのところでも、こういったなかなか整備がうまくいかないところの、伐採とか、そういった民有地にも積極的に取り組んでもらうような町の指導が必要かなというふうに思います。

あと、令和元年から森林環境譲与税というのがスタートしてます。

令和6年度から、私たちも森林環境税というのを1年間に1,000円付加されております。

この税金の制度設計というのが、災害防止を守るためっていう項目もありますので、ぜひこういった、譲与税とか活用していただいて、民有地の災害防止のための間伐とか整地とかそういったので頑張りたいというふうに思いますが、課長、ちょっと通告外だったんですが、その辺の見解いかがでしょうか。

○議長（米村 洋君） 農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） 氷川町森林整備計画ですけれども、現在の計画が令和5年度に策定されておりまして、令和5年度から14年度までの10年間を計画期間としております。

防災関連の記載内容としましては、確認しましたところ、森林整備の基本的な考え方及び森林作業の推進方策の山地災害防止機能の土壌保全機能の項目で、地形地質等の条件を考慮した上で、隣地のラッシュ化の縮小並びに回避を図る作業を推進するとあります。

また、森林環境譲与税ですけれども、議員が話されたとおり、令和元年度から交付されておりまして、その財源として、今年度から森林環境税が賦課されております。

この森林環境譲与税を財源として、令和4年度から本年度にかけまして、早尾地区、立神地区の森林を対象に森林現況調査を行っております。

森林管理の現況把握に努めておりますので、その結果を整理しまして、災害防止の観点から、関係機関と連携し適切な管理について所有者への働きかけを行っていただければと思っております。以上です。

○2番（西尾正剛君） ありがとうございます。これで質問を終わります。

○議長（米村 洋君） 以上で、西尾正剛君の一般質問を終わります。

ここで、5分間暫時休憩いたします。

-----○-----

午後 2時40分

午後 2時47分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、飯田健二君の発言を許します。

○1番（飯田健二君） 皆さん、こんにちは。

1番議員、飯田健二です。通告に従い一般質問をさせていただきます。最後までよろしくお願いします。

それでは、まず初めに、博報堂プロダクツについて。

博報堂プロダクツとの地域包括連携協定については、有効期間及び更新について、本協定締結日にかかわらず、令和4年12月31日から令和7年3月31日とする。本協定の有効期間が満了する30日前までに、甲乙のいずれからか書面による特段の申出がない限りは、1年前に自動更新されるものとする。

また甲乙は、前項の協定にかかわらず、本協定上の全ての当事者に対し、30日前までに署名をもって通知することにより、いつでも本協定を終了させることができるとあります。

そして、地域活性化包括連携の目的として、甲乙が緊密な相互連携と協働による活性を推進することにより、氷川町のより一層の地域の活性化及び住民サービスの向上を図ることを目的とする。

連携事項として、氷川町と博報堂プロダクツは、目的を達成するために、次に掲げる事項について連携し協力する。

1、交流人口、関係人口の増加、移住定住の促進の関すること。2、産業の振興に關すること。3、住民サービスの向上につながること。4、今述べた1から3を含む総合的ブランディング活動。5、その他目的を達成するために必要な事項となっています。

そこで質問です。有効期間については、本協定締結日にかかわらず、令和4年12月31日から令和7年3月31日までと1回目のプールが終了するまで4カ月しか残っていませんが、どのような費用対効果が生まれるのか心配しているところです。（ア）この件に関する前回の質問時に、これから町が重点課題とする七つのタスクホースを職員と博報堂プロダクツの共同で作成するとありましたが、どうなりましたか、その内容を教えてください。（イ）国が示す地方創生の一環事業として、特別交付税を利用することで、博報堂プロダクツを利用すると思っておりますが、地方創生といっても国が示す振り幅が非常に大きく、内閣総合サイトの中身を見ても非常に情報量が多すぎて分かりに

くい。私が、いろんな研修で受けてきた、これから町自治体の地方創生というところの研修では、地域にある課題をさまざまな分野でイノベーションを起こしていくというのが町創生につながるということを学んできています。その中で、プロジェクトチームにいる職員が、氷川町の地域創生をどうとられているのか、時間が限られていますので、ここは西村企画財政課長が代表でお答え頂きたいと思います。（ウ）博報堂プロダクツとつくった七つのタスクホースの話がありました。博報堂プロダクツの仕事は、この政策立案までなののでしょうか。これまでも、地域おこし協力隊など外部の力を利用して町を活性化しようという試みは、何度もチャレンジしてきたと思いますが、なかなか肌目に実感できるほどの成果を感じてきていないことが、コンサルタントを利用することに、議員の先輩方も心配しているところです。博報堂得意分野は、広告ブランディングが1番なはずです。地方創生の一つとして、氷川町のものが、人が、お金が都市部と行き来するなど、関係人口の増加を実労働で繋がって行くことに期待が持てるのか。また、七つのタスクホースにある課題解決と一緒に、泥臭く実働してくれるのか。（エ）博報堂プロダクツの広告力、企業の特性を生かす手もあるが、現在熊本大学、熊本創生機構地域連絡部、連絡部門長金岡省吾教授からの情報では、令和8年度設置構想で共創学環を新設するそうです。中身は時間がないので端折りますが、熊本大学では、国の政策や地域社会のニーズに沿った人材育成を、スピード感を持って対応してまいりますのでぜひご期待くださいとあり、大学ホームページで確認頂きたいと思います。このような大学といち早く包括提携し、学生は研究と学習のため、氷川町は地域課題にイノベーションを起こすために早い段階から学生とつながることで、氷川町のことを知り、定住移住、就職の機会を生むことに繋がるかもしれませんので、ぜひ取り組んで頂くことを提案したいと思います。（オ）有効期限が令和7年度3月31日までとありますが、ワンクールが残り4カ月です。七つのタスクホースの中でも3個ずつぐらい課題がありますが、どれか一つでも成果を上げていただきたいですし、更新するのかどうか分かりませんが、特別交付税といえど予算を使うことですので、しっかりとした検証と報告を必ず議会にしていきたいと思います。

2番、空家対策と宅地・住宅政策について。

空家対策について、先日、近隣地域では先進的に進められているお隣の八代市に個人的に研修しに行ってきました。氷川町からも、職員の方が勉強しに来た話も伺ってます。

また、現在この空家問題について、天草や美里町からなども、八代に研修に来ているということもあり、かなり進んでいることが分かりました。

八代市空家対策協議会の経過についての詳細は、白丸建設下水道課長に先日前お伝えしておりますので、こちらも時間の都合上、内容については端を折らせていただきますが、令和4年3月29日に第1回協議会が開催され、令和6年2月22日までの計5回の開催で、特定空家に関する物件候補6件について事業を行ったそうです。

そこで質問です。空家問題の解決に向けて、これから検討委員会を設置するとともに、空家等の管理に関する条例、空家対策協議会概要などをつくるという説明がありました。その後どうなったのでしょうか。組織構成、任期、協議会の1年での開催回数と決まっているところまで教えてください。（イ）昨今の物価高により、ハウスメーカーの新築1坪100万円時代と言われています。そこで、程度のよい空家はリフォームすることで需要があり、古い空家も解体して土地を売ることで解体費用を賄え、新しく家を

建てる余裕のある方の需要も見込めます。そのような空家に対する情報を持ち主に伝えていく必要があるのではないかと。（ウ）吉本団地を解体し、宅地政策に向けて事業が進んでいますが、桜ヶ丘団地を見てみますと、まだ空いた土地や空家も出てきています。山手側で住宅政策をすることにリスクも感じますが、どのようなビジョンを持って宅地の販売を目指すのでしょうか。（エ）過疎の解消に向け、平地での住宅政策は非常に効果があると期待しています。しかしながら、平地となると農業地帯となり、農振との兼ね合い、また近頃は米をはじめ農作物の価格が上がってきて、氷川町で農業を続けていない方の田畑を近隣や町外の大きな農家が借りて営農する流れも実際にあります。地権者との話合いや代替農地の確保などの話が進んでいるのでしょうか。

以上の1番2番を、一問一答方式でよろしく願います。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君の質問事項が、2項目ありますので1項目ずつ行います。

質問事項1、博報堂プロダクツについて、（ア）の答弁を求めます。

企画財政課長、西村憲志君。

○企画財政課長（西村憲志君） ただいまの質問事項1の（ア）についてお答えいたします。タスクホースは、緊急性の高い課題に対応するために構成された臨時的な組織で、考える場というだけでなく、職員を中心に、町の課題を解決するための施策を実施していくための活動でもございます。

このタスクホースにつきましては、6月の定例会でも飯田議員からの一般質問の際に少し触れたところではございますけれども、職員が提案した企画を基に、道の駅力の活性化、事業承継・新規企業、新規就農、赤ちゃん大好き！氷川町子育て、空家対策移住促進、情報発信PR強化、公共施設の有効活用、この7項目に分類をいたしました。

そして5月からは、部署を横断した職員5人で構成する七つのタスクホースを設置しまして、課題解決のための具体的な施策の企画立案を進めてまいりました。

1回目のタスクホースでは、課題の抽出、2回目には、この課題に対してあるべき理想像の抽出、3回目には、課題と理想像のギャップを埋める具体的な方法を協議、4回目には、具体的な方法論について現実的な方法を見だし、実現可能な手法を導く。

5回目には、実現までの工程表作成と予算の積算を行い、最後となる6回目に町長等に向けたプレゼンテーションを実施しました。

提案を受けた町幹部から多くの賛辞が送られる中、より具体的な指摘やアドバイスに対する活発な意見交換が行われるなど、課題解決とともに進める上で大変有意義なものでありました。

各タスクホースから出された提案は、担当部署に移譲し、事業実施に向けた準備や協議を行っており、課題を解決するためには、これら施策を実現していくことが必要でありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。これで（ア）についての答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） やっとこの内容が分かったわけでありまして、先日の事前の聞き取りもありましたけれども、ここまで詳しいことは聞いていませんでしたので、やっと分かりましたので、まずはこの（ア）に対しての質問は閉じさせていただきます。

（イ）をお願いします。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、西村憲志君。

○企画財政課長（西村憲志君） 次に、（イ）につきましては、急激な人口減少や人口の東京圏への一極集中、少子高齢化時代の到来といった課題に対応すべく、国が制定したまちひとしごと創生法を受け、町では、人口の目標や施策をまとめた総合戦略を平成27年度に策定いたしました。

この中で、三つの重点項目を掲げ、さまざまな事業に取り組んでまいりましたが、残念ながら人口減少には歯止めがかかっておりません。

そこで、今回のタスクホースでは、職員が課を超えて課題の解決策を考える新たな取組に挑戦しており、その提案の中から優先度や効果が高い取組をピックアップし、社会実装していくことで、住民の幸福度や満足度の向上はもとより、地方創生に関する職員のマインドの変革にもつながっていると思っております。

この効果が現れるまでには時間がかかると思いますが、今後の住宅政策などとともに、これらを具現化し、発信していくことで、人口減少の抑制、ひいては持続可能な氷川町の実現に繋がっていくものと考えております。これで（イ）についての答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） ここまでは本当に、課を越えてというか、皆さんで努力して、いろいろ、要は職員の皆さんが一生懸命汗水流して、しっかりやってくださってるということは、もうすごく伝わってきますので、これからも形になるように頑張りたいと思います。

それから、その中で職員の人たちのモチベーションとかそういったものも変わってきたと話があったんで、そういったことも大事にしてほしいなと思います。（イ）の質問を一旦ここで締めさせていただきます。

（ウ）をお願いします。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、西村憲志君。

○企画財政課長（西村憲志君） （ウ）につきましては、先ほど（ア）で答弁いたしましたタスクホースに、博報堂プロダクツの支援を頂きながら、課題解決に向けた施策の企画立案をしてまいりましたが、飯田議員がおっしゃるとおり、博報堂プロダクツが会社として関わっていただく業務はここまでとなります。

しかしながら、4月に博報堂プロダクツから派遣していただいた地域活性化起業人につきましては、これまでタスクホースの支援とあわせて、町の魅力や資源を活用するため、現地で活動していただいておりますし、今後は、町職員はもとより、各種団体や地域住民と連携しながら活動することで、町の特性を生かした持続可能なまちづくりを引き続き支援していただきたいと思いますと考えております。

また、11月からは、博報堂プロダクツから地域力創造アドバイザーを招聘して、タスクホースが立案した、施策の実現に向けて指導助言を頂くとともに、自身の持つネットワークを駆使し、企業や人材を全国から紹介、招聘していただきたいと思いますと思っておりますし、単なる助言にとどまらず、町の現状に即した実行可能な解決策を提案していただきたいと思いますと考えております。

更には、タスクホースからの提案以外にも、企業人やアドバイザーの専門的な知見や経験から、町の活性化につながるような独自の提案を頂けるものと思っております。氷川町より以前に博報堂プロダクツが連携協定を締結しました。

徳島県的那賀町では、大相撲の巡業を招聘したり、休校となった小学校を利用して車えびの養殖の実証実験をしたりしておりますが、このような取組に対しましても、さまざまな企業とのネットワークを持つ地域力創造アドバイザーが大きく関与しております。これは一つの事例ではありますが、こうした取組が氷川町でも実現できますならば、関係人口の創出や地域の活性化につながっていくものと思っております。これで、（ウ）についての答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） ここからです。ちょっと再質問させていただきます。

先ほど、課長からの話もありましたように、提案とか立案、そういったものだけであれば、実はこの道の駅竜北の活性化というところの三つの課題というのがありまして、例えば一つ、午後の出荷者、商品出荷の課題があるとか、レストランの民営化とかいろいろあるみたいなんですけども、そのことについてでもですね、私からも提案があるんですけども、提案だけさせていただきますと、午後の商品の出荷については、課題は出荷者の高齢化に伴い、昔は何度も足を運ぶ元気があるかもしれませんが、それが何かしらの事情でできなくなったと想定して、出荷者の事業所は把握できていて、道の駅に冷蔵庫があるのであれば、出荷者は朝納品時はこれまでどおり頑張ってきてもらって、道の駅の職員がトラックで出荷者の事業所ルートで周って回収して、そして、それを職員が責任持って陳列して、その代わり出荷者の皆さまには、袋詰めやラベル貼りまで終わらせて、ルートでも周ってくる時間まで商品をつくり上げてもらう。

そして翌日は自分で商品、朝から納品する際に、売れ残りは回収するという手だてで、この午後からの商品出荷の課題の解消にはつながるのではないのでしょうかと。私ども提案できるわけです。

また、ふるさと納税応援基金に関しては、例えばローカルという会社が、民間の会社に預けてますけれども、今年も先日の補正、今回の補正でも3億円という寄附金を集めていることから、氷川町の関係人口がもう既に全国津々浦々あるということが証明できていると私は思うわけです。

これが、国が掲げる地方創生の東京1極集中ではなく、地方分散の形の一つだと思いますので、博報堂プロダクツにはこの事実をもって、実像で氷川町に利益をもたらしてほしいと、町民も私も期待しているところです。これができるのかというところをですね、期待しているところでの（ウ）の質問を閉じさせていただきます。

○議長（米村 洋君） 次に（エ）の答弁を求めます。

企画財政課長、西村憲志君。

○企画財政課長（西村憲志君） （エ）につきましては、これまでも同社大学や熊本高専と連携協定を結び、まちづくりに関する研究活動や地域の課題解決に向けた政策提言の場づくりを支援してまいりました。

今回熊本大学には、令和8年度に共創学環を設置の構想があるとのことでございますけれども、地域の活性化や地方創生に既に取り組んでおられる大学と、包括連携協定の内容について、お互いの思いが一致し、氷川町を研究・議論の場として選んで頂けるのであれば、前向きに検討すべきだと思いますし、こういったことをきっかけに、氷川町を訪れた学生が将来的に移住・定住先として、氷川町を選んでくださる可能性もあるかもしれませんので、先ほど申し上げました地域力創造アドバイザーの持つネットワーク

を活かし、連携協定の相手として、大学だけではなく企業なども視野に入れて検討をしてまいりたいと思っております。これで（エ）についての答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） そこまで考えていただいてるんだっただけですね、すごく良かったなと思ってるとこなんですけども、実際にですね、こういう事例があつてですね、これは政治と、前から言ってますけど、何かこう経済ってもうすごく両輪で、地方自治体と地場産業というもうこれが両輪だということを言いたいんですけども、結局、地場産業も今実際に人手不足だったりとか、若者がどうしても都会に、行ってしまうのを止められないとかで、雇用求人しても人が来ないとかそういう現象がよく社会問題になっているんですけども、それがですね最近少しずつ変わってきて、東京の給与水準とこの田舎の給与水準がだんだんだんだん近くなってきたのも一つあつて、もう一つは、今の子どもたちとか若い子たちというのがお金だけで働きに行っているわけでもなくて、そしてどちらかというと、自分のやりがいだったりとか、休日の多さだったりとかそういったものの観点、自分の生き方の観点からですね、仕事を選ぶことが多くなっているという傾向があるそうです。

その中で興味深い話が、先日八代工業高校のですね、電気科の生徒の皆さまが、地域の中学校の社会学の先生で技術の先生の専門家がいらないそうなんですよ。

学校によっては、そこに八代工業の電化の3年生が、半田ごてを使った電気回線、何て言うんですかね、電気基盤、電子基盤の作成体験をさせています。

そこに更に半田ごてとかが、生徒の分が足りないの、提供しているのが、地元の電気の企業で、その企業が電気バスと自動車を持っているから高校生を出前授業先まで乗せていってくれるそうなんですよ。

そしたらその出前先まで乗って行って、中学生にそれを教えるもんですから中学生は熊本工業を選らぼうと思つた、小川工業を選ぼうと思つた子が八代工業選ぶようになってきたわけです。

八代工業の3年生は、今まで成績がいい人が都会のほうに1番からずつと行ってた人たちが、結局その企業と関わったことで、企業の人の社風を知ったことで、地元の会社を選んで、そうすると地元の会社で離職率が、毎年入ってきててもすぐやめるって言ったのがこの取組を始めて2年か3年なんですけど、全くそのミスマッチがないらしくて離職率がなくなったそうなんですよ。

そして、やっぱりその地元で優秀な子が地場産業を選ぶようになってきたという話もあります。

この話聞いた時にですね、僕は氷川町の取組である氷川学、先生、竜北中学校の生徒が、竜北の小学校の生徒たちに、自分たちの歴史文化を教えに行くっていうコミュニティースクールの取組がありますよね。

だからそのことを思い出して、こうやって繋がりがあつたり、現場の人たちでこうやって繋げていけば、そんな、それがやっぱこう、コンサルタントに頼らなくても地場の、そういった視点で、やっていけることの一つのツールになるのかなと思ってます。

大学のほうも、これも先ほどの金岡教授の話だったんですけども、今、熊本大学もやっぱり生徒を集めるために、やはり学力が1番近い八代高校等をタイアップしようとして動いてるわけなんですよ。

要は、何かこう、自分たちの地域の課題解決をしていくのには、やっぱりどれだけ誰が何と言おうとやるのはやっぱり現場の職員だと思うんですよね。ですので、そういったことを本当に大事にさせていただいて、博報堂の変わりにできることはたくさんあるかなと思いますし、また、八代農業高校も、この近隣にあるも唯一の公立高校でございまして、あそこも食品科学科や土木園芸、そして、何かですね、社会家庭科みたいな、社会福祉とかそういったものもありますので、そういったところもぜひ町と学校と、そして地元の企業と、結びつけて、産官学の連携とか、そういったこともきっとできると思いますので、博報堂を使うのであれば本当に一つでもいいので、今挙げてる課題の一つでもいいので何かこう現実になったというものをですね、示していただかないと、私たちもやっぱりコンサルタントはただお金を持って行くだけなんだというふうに思ってしまうので、そういったところをぜひ気をつけていただきたいと思います。そこで(エ)の質問を提案して、(エ)の質問を終わらせていただきます。

○議長(米村 洋君) 次に(オ)の答弁を求めます。

企画財政課長、西村憲志君。

○企画財政課長(西村憲志君) (オ)につきましては、博報堂プロダクツとの連携協定に基づきまして、冒頭で飯田議員がおっしゃった、交流人口、関係人口の増加、移住定住の促進に関する事など、五つの連携事項について、ともに取り組んでおります。そして、これらの実現に向けた取組の一環として、(ア)答弁いたしましたタスクホースで話し合っておりまして。

今後とも人口減少の抑制、持続可能な氷川町の実現のために力を合わせて邁進してまいりますし、ぜひ報告の機会を頂きたいと存じますので、議会の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。これで、(オ)についての答弁を終わります。

○議長(米村 洋君) 飯田健二君。

○1番(飯田健二君) これまでも議員という立場の中で、町のやっつけこうというものを、遮るようなことはしたくないなというのは、本当にいつも思ってますし、町長応援していかなくちゃと思っていますので、ぜひ博報堂との包括連携協定が上手くいくことを心配もしてますし期待もしてますので、そういったところで応援をしてまいりますので、最後に町長、この今の流れの中で、博報堂に関してとか、町長の思いがあったらよかったら、教えてください。

○議長(米村 洋君) 町長藤本一臣君。

○町長(藤本一臣君) 一般質問していただきましてありがとうございます。

これまでも、博報堂プロダクツの活動につきまして、議会に報告をしたいということで何回か申入れしたことあるんですけども、なかなかその機会ができませんでした。

今日、僅か30分の中でも今何をやってきたんだ、どこまでいってるんだというのが多分ご理解を頂けたものというふうに思っております。

その上で、やはり意味をつけていかなくちやなりません。私たちの願いも一緒でございます。

ただ一方で、先ほど課長が申し上げましたとおり職員の意識が、今おっしゃいましたとおり、最後は人なんです、特に職員なんです。職員の意識が変わるということが一つ、少しずつ変わってきてますので、職員の意識のイノベーションはできると、それだけでも博報堂プロダクツの連携は、一つ目を結んだのかなという思いがございます。

し、結果として、またそれが実現していけばもっといいのかなというふうに思っております。

熊大のお話もありました。これは先ほど課長が申し上げましたとおり、お互いウィン・ウィンの部分でございまして、お互いにやっぱり得るものがないと、なかなか一方的にやってくれという話にはなりません。

これまでも同志社さんともやってまいりました。そこでいつも思っておりましたのが、現場に来て学習する、それは、学生にとってはそういった経験をするのはプラスでございまして、いいんですよね。

町に何が残るのかって、お世話をし一緒に考えて、ただなかなか提案するだけで、具現化しない、もったいないなあと、夏休みが1ヶ月あるとか2ヶ月あるとかだったらこっちにずっとおってですよ、自分たちが提案したことをぜひ実践してくれとお願いしたこともありますけども、なかなか実現してこなかったものがあります。

今東京の某大学からも、連携協定のお話が来ておりますけども、そういったお互いウィン・ウィンなところがあれば、進めていこうというふうに思っているところであります。

その上で、やはり企業を巻き込んだというのは、本当におっしゃるとおりでございまして、その部分が企業の部分なんです。

お互いに考えて提案して、それを具体的に何かをする時にやはり実践をしている、そういった企業とタイアップすることが大切でございまして、そういったところも逆に言いますとこの博報堂プロダクツのそういったいわゆる繋がりもあるかと思っております。そういったところを紹介していただくことも一つの、身になるところかなと思っております。余り時間がございませんけれども、しっかりですね、前に進めていきたいなというふうに思っているとこであります。ありがとうございます。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） 最後に、また一つ情報として、熊本大学も県南のほうにサテライトの大学をちょっと設けたいなという、思いをこれも1人の教授からの話なんでどこまでがあるか分かりませんが、狙いとしてはやはり大学に生徒を集めたいそうなんです。

それで、結局人吉・水俣・芦北、県南のほうからもするためにどうか、何かこう八代のほうに大学をやりたいなあみたいなの話もあってるみたいなそうなので、あらかじめいろいろところで情報を立ててですね、繋がるものは繋がっていただけたらなと思うところで、1番の質問を終わらせていただきます。

2番について、よろしくお願いします。

○議長（米村 洋君） 次に質問事項2、空家対策等宅地・住宅政策について（ア）の答弁を求めます。

建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） （ア）についてお答えいたします。検討委員会につきましては、空家等対策に必要な知識を持つ有識者として、各団体に委員の推薦を依頼し、7名の内諾を頂いております。

有識者は具体的に申し上げますと、住民代表で区長会長、議会より議員、法務関係で弁護士、不動産関係で宅建協会、建築関係で一級建築士、消防、警察となります。

推薦をご依頼した有識者のほか、町長を委員長とし、副町長、関係課長4名を含めた13人で委員会を開催するよう準備をしております。

検討委員会の設置目的は、空家特措法に定められている空家等対策計画の策定・変更に関するもののほか、特定空家等・管理不全空家等の認定・措置に関する検討、空家等対策の推進に関する検討です。

これらを検討していくためには、まず、町内の空家の管理状況や所有者の意識調査について把握する必要があると考えております。

検討委員会で検討する町内の空家の状況把握のため、本年度当初予算に承諾頂きました、空家等調査業務を現在進めております。

本調査業務内容につきましては、所在地の特定、老朽状況の判断、所有者の特定、所有者へのアンケート調査、地図システムを活用したデータベースの作成となっております。

本町調査の内容を基に、空家等対策の検討を進めていければと考えており、検討委員会につきましても、出来るだけ早く準備を整え、1回目の開催ができたráとと考えております。以上で（ア）の答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） この空家対策私最初に一般質問に上げたのが、調べたら令和5年の6月でした。

それから今日これからっていう話が、ずっと続いて今に至っているわけでございます。先日の当初予算でつけた民間の方がそうやって結構な金額だったんで、何でそんなかかるのかなと思って、それもちよつと調べてみたんですけどやはり、人海戦術で1軒1軒行かれるそうなので、結構そういったものにお金がかかるというのは、私も理解ができたところです。

その中でまだ構成員の内容について、まだ決まっていないというところで、ここでもちよつと一つ提案させてください。

今建設業界とか何かそういった方々とか、1人ずつみたいな業種で選ばれていますけれども、八代がうまく進んだ理由に、建設業について、例えば建設事業については、県建物の構造については、公益社団法人熊本県建築士会、そして建物・土地権利については、熊本県土地家屋調査士会、建物の解体については予算関係であつて、解体業者を建築だけで3名の方を選ばれています。

こういう公益社団法人とか、なんとか士会というところは、お金がかからず依頼すれば、調査委員、そういう人を、ピックアップして派遣してくれるそうです。

そして、法務関係では、熊本県弁護士会に相続と民法について、そして熊本県司法書士会に登録について、もう専門性を分けてやっているみたいですね。不動産関係については、公社、もうこちらもち熊本県宅地建物取引、いわゆる宅建協会というやつですね。

そして、そちらで空家バンクの登録とかですね、そういったことをされているみたいです。

それと、熊本県不動産鑑定士協会で不動産の価値を専門的知識で査定されるそうです。

学識経験者については、熊本県立大学環境共生学部、そこに問い合わせると、空家対策の専門の教授がおられるそうで、そちらの方も派遣して下さるそうですので、包括

的に空家対策ができることに、期待できると思いますので、ぜひ検討を実施していただきたいと思います。

また、ただでさえ建設下水道課の皆さまも、この時間があいたこともあって、ちょっと考えたんですけど、今まさに地域優良賃貸住宅整備事業や住宅宅地政策などですね、大きなプロジェクトを進めながらこの空家対策をやっているわけでございます。こちら也非常にハードな業務になるため、逆に全ての事業の進みを遅れてしまうのではないかと心配しているところです。ですので、現在空家については280件あると聞いてますし、これからまだ増えていくということなので、担当職員を専属で入れたほうが、ほかの事業とのバランスも考えると、検討する必要があるのではないかとということで提案してこの質問、（ア）の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（米村 洋君） （イ）の答弁を求めます。

建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） （イ）について、お答えいたします。ご質問内容に該当する空家に関する補助事業として、本町におきましては、空家バンク促進補助金で、空家のリフォーム費用の2分の1、上限100万円を補助、また、空家の解体につきましては、地域振興課で実施しております住宅リフォーム補助事業において解体費の一部の補助、上限20万円ですが、実施し、移住・定住の促進と空家の利活用、管理不全空家等の発生の防止に努めております。

なお、事業の周知といたしましては、継続的なホームページへの掲載、定期的な広報紙掲載のほか、固定資産税納付通知書の発送とあわせて事業周知のチラシを同封することで、町内に固定資産をお持ちの方に対して情報の提供を行っております。以上で、（イ）の答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） 先ほど言われました、固定資産税の配布する時に、その持ち主に、要はこういった空家バンクを活用しませんかとか、こういったブロック塀を何か除去支援しますとか、こういったものを入れているということですよ。

それとですね、こちらもちょうといろいろ調べてきて、提案なんですけども、空家管理事業者紹介制度というものが、八代市のほうで取り入れられてます。

空家管理に困っている所有者に対して、空家の管理を代行する事業者の名簿を八代市のホームページで公開してありますので、こちらの情報提供することで、建物の適正な管理を促すことを目的にされてます。

こちらの業者さんですね、よく見ると旧八代市全域をエリアとされてますので、氷川町のほうでも、広報紙、それから町のホームページで公募をかけて、そして入ってきたらホームページ上で、そういった空家管理してますっていう業者さんを載せるというのも一つの手ではないでしょうか。

そして、やはり管理不全空家と認定された時に、そして特定空家と管理不全空家と認定する時ですね、最終的執行権は町長にあるんですね。

やはり人の財産資産に手をつけるというのは、きっと心情的にも苦悩が生まれると思います。

また、本当に強制代執行まで行った時に、費用の回収がしっかりできるのかっていうこともよく心配されてますし、結局よく多いのがやはりもう生活が苦しくてできなくて

回収できないというパターンのほうが、多いということをよく聞いて町の負担が大きかったということをよく聞きます。

そこで、国交省が出してます事業の中に、老朽危険家屋除去方針事業の活用を提案させていただきます。

事業概要としては、管理不全空家等の防止及び解消を促すために、国土交通省が策定した認定基準を基に、自治体が認定することで社交金が使えて、国が2分の1の負担をする制度です。

八代市の場合ですと、1件当たり補助限度額60万円、解体費用の10分の8の3分の2だそうです。

また冒頭に言いました、八代市が6件の管理不全空家に認定された所有者に対して、事前に認定された事実を伝えて、もうこういうことになるとるけんがこの事業、老朽危険家屋空家事業を使わんねって、使えるけんがこれで解消せねっていうところで、解消に至っていたそうです。

これはもう八代市の場合、規模が規模ですので、3,600万ほどの予算を組まれたので1,800円万が結局のところ、この社交金で来るのかなと思うんですけども、実際その中でも年間に解体したとは6件で言われてたのが、少しずつ少しずつ、管理不全空家になる前に声かけて解体していくということが、町の財政規模、予算を考えてしていくことが大事だよという話をされていまして、こちらのほうもこれから構成員になれる皆さま方で検討していただくことをお願いして、この質問を終わります。

(ウ)をお願いします。

○議長(米村 洋君) 次に(ウ)の答弁を求めます。

建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長(白丸浩二君) (ウ)について、お答えいたします。吉本団地につきましては、老朽化のため、令和5年度までに一部の建屋を残し、大部分を解体したところです。

さて、吉本団地建屋解体後の土地の利用方法についてですが、基本的に住宅政策を進める上で、団地内の道路とその周辺の町道の整備は必要不可欠であり、住宅政策と道路整備を連携させて、実施したいと考えております。

道路整備を行うことで、近隣住民の生活環境の改善や、交通安全の確保が図られ、跡地のポテンシャルも高めることができると考えております。

また、立地としては、国道3号や宇城氷川スマートインターチェンジに近く、交通の便は申し分なく、日常生活での買物などにも不自由する場所ではないと考えております。一つ不便な部分は小学校までの登下校の道のりが少し遠いということとところです。

このような地域の状況と、周辺環境を考慮し、道路整備を行った上で、どのような方々をターゲットとして住宅政策を行うか、専門事業者などの意見を参考にしながら検討しているところです。以上で(ウ)の答弁を終わります。

○議長(米村 洋君) 飯田健二君。

○1番(飯田健二君) 住宅街になるということで、大体ですよ、僕も見に行ったんですけど、大体何筆ぐらい取れる予定になっているのでしょうか。

○議長(米村 洋君) 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長(白丸浩二君) 面積的には、か所が2ヶ所に分かれておりますので、

ざっと担当課で配置を考えた時に、11戸ぐらいは建つんじゃないかなということ考えております。以上です。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） それではそういったところで、道も広げてきれいにするというのも大切なんですけども、それと同じぐらいに、実際スマートインターから3号線を下りてくる時にも、やはりもう街灯が少なく暗いなと思ってますんで、これから宅地にするのであれば、街灯の充実も図っていただき、安心安全で暮らせるような道にしてほしいと思います。そういったところも、提案してこの質問を閉じさせていただきます。

（エ）をお願いします。

○議長（米村 洋君） 次に（エ）の答弁を求めます。

建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） （エ）について、お答えいたします。住宅政策に対して、営農する農地の面積が減少することをご心配されていることと思います。今後の町が進める住宅政策に当たり、用地の補償等が発生していきます。補償内容につきましては、金銭的補償や代替地補償など幾つか種類がございます。

今後、地元関係者とお話を進めていく中で、住民の皆さまや、地権者の皆さまに寄り添ったご提案をさせていただき、より良い事業展開を心掛けていきたいと考えております。以上で（エ）の答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） さまざまなこういったことになってる問題が、いろいろ出てくると思います。

実際に、今そういったものとも向き合いながらやられてるのかなというのとも思いますけれども、やはり、住民理解をしっかりと得ることと、やはりこうスピード感を持って頑張ってやってほしいなと思います。

そういったところで、近隣では、実際に工業団地が八代市に建つという話もありますし、城南のほうも何かこう物流拠点の大きなのができてますし、いろんなところでありますけど、住む場所の確保というのがこの氷川町で本当必要だなと思ってますので、そういったところを意識していただいて頑張っていただければなと思います。

最後に、空家対策についてとか住宅政策について、町民の方から今回いろんなことの意見を聞いたり、提案を受けて、今回一般質問させていただきました。

何か一つでも町の活性化繋がればという思いと、本当、最後に町長の考えを教えてくださいなと思います。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 住宅政策につきまして一般質問頂きました。

まさに時期を得た質問だろうと思っておりまして、来年度の年頭のご挨拶の中にも、この住宅政策とそれから企業誘致につきましては、積極的に推進していくという思いを、町民の皆さん方にも伝えたいというふうに思っております。

その上でたくさんのご提案を頂きました。それぞれ参考になるご提案がたくさんございました。全てがそのとおりできるか分かりませんが、担当課のほうでもしっかり受け止めて、できるところはしっかり登用し、いいこの住宅政策を進めていける方向が見つかればなというふうに思っておりますし、やはり、人口減少に歯止めをとめる為

は、やはり住む場所を働く場所、それと他にもたくさん要件がございます。

教育の問題、福祉の問題、全てがマッチングしませんでしたとなかなかこの町に残っていただけないというふうに思っておりますけれども、やはりそういった方向を示して前に進むことが大切であるというふうに思っております。

これから住宅政策につきましても企業誘致につきましても、いわゆる土地をどこにするのか、どういった形で求めていくのか、たくさんの課題があるかと思っておりますけれども、どうぞ議員の皆さん方も、それぞれ地元で1番近いところで活躍されております議員の皆さままでございます。

そういった事業を進める上では、皆さん方のお力添えも頂ければならないというふうに思っております。それぞれの情報につきましても、皆さん方に伝えてまいりますので、一緒になって前に進めていただければなと思いますし、ぜひお願いしたいということをお願いしまして、気持ちとお答えさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） これで、本日の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（米村 洋君） 以上で、飯田健二君の一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後 3時38分